

まず、討論に先立つて、東日本巨大地震・津波災害によってお亡くなりになりました方々の御冥福をお祈りいたします。また、地震・津波により被災された皆様、福島第一原子力発電所の事故により被害、避難を余儀なくされています皆様に対し、心からお見舞いを申し上げます。

震災後、我々自民党は、「復興への道標」と題した緊急提言や復興再生基本法案骨子など、復興のため数多くの政策を提言してまいりました。また、全国で義援金を募り、自ら救援物資を収集して被災地にお届けしてまいりました。

今後とも、被災者の支援、被災地の復興、原発事故への対応に全力で取り組むことをお誓いいたします。震災発生から二か月近くたった今でも多くの被災者が苦しい避難所生活を強いられています。仮設住宅の建設は遅々として進まず、被災地の行政機能も十分に回復しておらず、また原発付近の住民は無計画、無責任な避難区域に翻弄されています。

菅政権は一体何をやっているのでしょうか。何もやっていないというならまだしも、むしろ事態を悪化させているではありませんか。我が党はこれまでも繰り返し指摘してきましたが、政府の指揮命令系統の大混乱は目に余ります。本部や会議が乱立し、情報が錯綜する中では、的確な政策対応などできるはずがありません。こんな無能な政府のせいで御苦労されている被災者の方々のことと思うと、断腸の思いであります。

さらに、菅政権の原発に関する初期対応のズさんさ、情報公開の遅さや不透明さは、どのような理由をもつても認められるものではありません

ん。総理は、地震・津波の発生直後の原発事故への初動対応が最も重要であつた局面で完全に対応を誤ったのです。

福島第一原発一、二号機は、地震発生から約二時間後、全ての冷却機能が失われた状態となり、冷却装置がストップすると約一時間で燃料棒が露出すると言われています。

即刻、原子炉に水を注入し、深刻な事態にしないという決断を総理及び東電社長はする必要がありました。しかし、それを実行しなかつたため、原子炉は深刻な状態に陥りました。そればかりでなく、東京に帰ろうとする東電の清水社長を乗せた自衛隊機を名古屋に引き返させ、更に決断を遅らせたのであります。

しかも、総理が原子力災害対策本部を立ち上げたのは、地震発生後四時間二十分もたつたときです。既に燃料棒が露出し、危険な状態が続いていると思われる中で、総理は必要な手を打たず、原発視察に行くという決定をしました。格納容器の圧力が上昇し、ベンツ作業が必要だった時間帯に、あろうことか総理は原発視察に出かけ、作業を遅らせてしまいました。

これらは、初動対応への明らかな妨害行為です。原子力災害の最終責任者としての総理の危機認識の甘さ、自覚のなさは明白白々であり、この原発事故は菅総理による人災そのものと言えます。あなたが総理でなければ、ここまで深刻な事態にならなかつたのではないかと思われます。

その後も、菅政権は、放射線に関するデータや予測を適切に公表せず、国民を無用な恐怖と混乱に陥れたばかりか、事前連絡もなく汚染水を海洋に放放出するなど、我が国に対する国際的な信頼までも失墜させています。

我が国の國益をこれほどまでに損なつた罪は極めて重く、この責任は総理にしつかりと取つていただかなければなりません。

国民党はしっかりと見ていました。先月行われました統一地方選挙、衆議院愛知六区の補欠選挙の結果は、既に国民党が菅政権を見放していることを明確に示しています。

さらに、菅政権は、身内からも見放されつあります。つい先日は、総理が任命した内閣官房参与が、政府の事故対応を、法律を軽視してその場限りの対応を行い、事故収束を遅らせていると厳しく批判して、辞任されました。民主党議員からも総理の退陣論が噴出しています。

もはや、菅政権は、この国難を乗り切る能力も信頼も欠いています。我が国の復興にとってこれ以上での障害とならぬよう、速やかに退陣すべきであります。

本補正予算については、こうした菅政権の失態とは別に、一刻も早い被災地の復旧のため必要なものと考えます。

歳出面では、我が党の主張が盛り込まれたこと也有つて、現在の震災後の被災地の状況に対し、十分とは言わないまでも、必要な予算是おおむね網羅されていると言えます。特に、我が党が主張した、避難場所となる学校施設の耐震化、中小企業支援の追加、夏の電力不足への対策経費の積み増しなどが含まれていることは評価しています。

四K政策の継続を前提として編成されていることに対する大きな疑問があります。我々自民党は、これららまさに四K政策の完全な撤回を再三

再四にわたり求めています。この合意を完全に履行することを強く要求いたします。

この補正予算の歳入面については全く評価できません。特に、財源として、国債を発行せず、約二・五兆円を年金臨時財源の流用で賄うとしていることは極めて問題です。

野党時代、あれほど年金の流用を批判していた民主党が、これほどまでに堂々と二・五兆円もの年金財源を流用する姿を見ると、怒りを通り越してあきれるしかありません。

また、国債の発行に関しては、総理は先日、我が党の塚田一郎議員の代表質問への答弁で、国債市場の信認維持の観点を踏まえ、追加的な国債は発行しないよう指示したと発言されました。私は耳を疑いました。まるで、これ以上国債を発行すれば市場の信認を失うと言っているに等しいではありませんか。

幸いにも、総理のこの言葉に誰も耳を傾けることはなく、市場は反応することはありませんでした。しかし、これがもし仮にもつと発言に重みと信頼のある総理の言葉であつたら、国債の暴落を招く事態になつていたでしょう。それほどまでに軽率な発言であり、あなたは國の指導者たる資格はありません。

この第一次補正予算を当面の復旧のための応急措置と位置付ければ、本補正予算の成立後は、復

官報 (号外)

興のグランドデザインとスケジュールを示し、本格的な取組を開始する段階に入ります。

その際、特に私は、一、二提言したいのは、中小企業、工場、農業、水産業、生活衛生、医療福祉施設、住宅所有者などを二重債務のくびきから解放することによって経済復興の起爆剤とするところです。地震、津波によつて担保物件を失つて債務だけが残つているような方々に対し、債務を免除し、新しく活動再開の勇気を与えるべきです。そのため、政府も一定の救済体制をつくり、さらに、民間金融機関には資本注入、公的金融機関には出資を行つて支援すべきであります。

海洋の汚染は拡大中であり、大変気になります。汚染総量、海流、魚介類の動き等の調査と対策が至急必要です。しかし、海洋の場合、その前に、汚染の拡大を阻止するため、出漁を制限するのではなく、逆に汚染された魚を国が通常の価格よりも高く買い取る仕組みを早急につくることで、積極的に漁に出でもらい、汚染された魚を回収し、汚染の連鎖ができる限り最小限に今のうちに抑えなければなりません。

最後になりますが、今、津波にさらわれて廃墟となつた町や、原発の警戒区域内で無人になつた町の姿を目の当たりにすると、我々はしばし茫然と立ち尽くすしかありません。しかしながら、被災者の皆さんと共に手を取り合つて、力を合わせて懸命に自分たちの町を、ふるさとを再興しようとする強い絆の力を毎日のように私たちは目にしています。我々は、そうした絆の力を一段と強め、あらゆる復興支援策を動員します。そして、新生日本の姿を創造するまでしっかりと責任を果

たしていく覚悟であります。

そして、まさにそのために、当事者能力がなく、責任を果たす気力もない、復興にとつてむしとあります。地震、津波による債務だけが残つて債務を失つて債務だけが残つているような方々に対し、債務を免除し、新しく活動再開の勇気を与えるべきです。そのため、政府も一定の救済体制をつくり、さらに、民間金融機関には資本注入、公的金融機関には出資を行つて支援すべきであります。

○議長(西岡武夫君) この際、日程に追加して、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(西岡武夫君) 御異議ないと認めます。本補正予算の成立と菅総理の退陣が日本復興のろ有効無益とも言える菅総理の退陣を強く求めます。本補正予算の成立後、一刻も早く退場していただきたいと考えています。

第一歩であることを強く申し上げて、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(西岡武夫君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(西岡武夫君) これより採決をいたしま

す。

○議長(西岡武夫君) 間もなく投票ボタンをお押し願います。

○議長(西岡武夫君) ます。——これにて投票を終了いたします。

○議長(西岡武夫君) 投票の結果を報告いたしま

す。

○議長(西岡武夫君) ます。

〔藤田幸久君登壇、拍手〕

○藤田幸久君　ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、平成二十三年度において東日本大震災に対処するために必要な財源を確保するため、財政投融資特別会計から的一般会計への繰入の特例措置及び外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入の特例措置並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の国庫納付金の納付の特例措置を定めようとするものであります。

官 報 (号) 外)

○議長(西岡武夫君)　本案に対し、討論の通告がございます。発言を許します。佐藤ゆかり君。

〔佐藤ゆかり君登壇、拍手〕

私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となりました東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るために特別措置に関する法律案に対する立場で討論を行います。

討論に先立ちまして、改めて、東日本大震災・津波被害によって犠牲になられた方々の御冥福をお祈りし、かけがえのない御家族を亡くされた皆様、また被災された皆様に対し、心からお見舞いを申し上げます。

さらに、被災地での救援活動や原発事故の収束に向けて日夜献身的な努力を続けていたいたいといふ自衛隊、警察、消防、そしてボランティアを始め多くの関係の皆様の御尽力に心から感謝と敬意を表するものであります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、自由民主党を代表して愛知治郎理事、公明党を代表して荒木清寛理事、みんなの党を代表して中西健治委員、日本共産党を代表して大門実紀史委員よりそれぞれ賛成する旨の意見が述べられました。討論を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。以上、御報告申し上げます。(拍手)

問題点は、その根本的性質から、当然、とても看過できるものではありません。しかし、被災者の多くの方々の窮状に照らして、被災地の瓦礫の撤去、仮設住宅の建設、被災中小企業、漁師や農家等への緊急支援などは一刻を争うものであります。

発災後二か月近く経過し、ようやく策定した政府の第一次補正予算案に対する財源確保法案には、策定の大幅な遅れゆえに、自民党としてもやむなく参議院での熱議を返上し、早期成立と一日でも早い執行を最優先に、本法律案に賛成することにいたします。

しかしながら、新規国債発行を拒み、ばらまき四Kにも固執する余り、代替の必要財源として財源確保法案で示した年金臨時財源の流用や、外為特会の剩余金など手元にない紙面上の財源の捻出という、菅政権のむちやくちな財源確保のやり方には徹底的に糾弾をいたします。

まず第一に、我が党が政府の予算編成に際し一貫して撤回を主張してまいりました子ども手当、高速道路無料化、農業の戸別所得補償、高校授業料無償化のいわゆるばらまき四K政策について、第一次補正予算で根本的な見直しが行われております。

既に、高校授業料無償化は新年度に入つており、一次補正の財源としては外さざるを得ず、また、子ども手当の上乗せ分と高速道路無料化社会実験のそれぞれ一時凍結をただ財源に計上しただけであり、極めて中途半端な見直しなつております。大震災の発災を受けてもいまだにばらまき四K政策の続行を前提としている本法律案について

二次補正予算の策定までにばらまき四Kの根本的見直しを行うことを前提とした我が党政民の賛成であることを明言いたします。

第二に、政府案は、基礎年金国庫負担を二分の一にするための年金臨時財源二・五兆円を財源に流用するという重要な問題をはらんでおります。

公的年金の積立金は昨年十二月末で約百十六兆円ですが、高齢化による給付額の増大によって今年度中にも六・四兆円の取崩しが見込まれているのです。二十三年度本予算において、法改正までして無理やり捻出した年金臨時財源をなぜ補正で流用するのですか。国民は到底納得できません。

国債発行はかたくな拒み、年金財源の食い潰しはよしとする菅総理の方針。二次補正では国債発行による財源化を菅総理自身が認めておられるにもかかわらず、ばらまき四Kを撤回せず、一次補正で国債発行さえかたくな固辞するという、総理の無意味な主張のメンツ維持のために国民財産である年金財源に無理やり手を突っ込むやり方は余りに無責任で危険であります。

第一次補正予算に基づいておられる

短絡的な考え方で国民の年金資産を取り崩す行為は、国民の将来の生活設計への不安を増幅させる危険な手だとして断固反対するものであります。

第三の問題点は、外国為替資金特別会計からの

二十三年度剩余金見込額の流用であります。本年

度末の決算でしか確定しない財源を組み入れることとは、本来健全に行われるべき国家財政の資金繰りの観点からも禁じ手であり、将来に禍根を残すものであります。

また、一次補正の早急な執行を裏付けるための緊急性の高い財源としては、直ちに収入が見込まれない剩余金見込み金は不適切とも言える紙面上の計上であり、結果として、この財源部分の予算執行は短期政府証券の発行による借金でつなぐことにはなりません。菅政権は、国債発行を固辞しておきながら、一方で平然とこのような隠れ借金に依存する財源を組み入れるという、まさに国民を愚弄する施策ではありませんか。

そもそも、民主党の議会運営には補正予算以前から問題があります。民主党は、今年度当初予算の財源確保において、与党が過半数を持たない参議院での可決が難しい特例公債法案を切り離して予算案だけを審議し、歳入の裏付けがないまま予算成立させるという異常な議事運営を行い、国政を混乱させました。

いまだ参議院では当初予算の財源の裏付けとなる特例公債法案の審議をしていない状況です。にもかかわらず、第一次補正予算の財源確保法案が本予算の財源に先行して審議に付され、なおかつ、第二次補正予算の編成の際にはその中身を見直すという三党合意すら一次補正の可決前に行なうという、余りの場当たり的な混乱ぶりであります。

実際、今回の第一次補正予算の財源で当初予算の財源として特例公債法案に入れておりました基礎年金の臨時財源である独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構特例業務勘定の剩余金一・二兆円、財政投融資特別会計財政融資資金勘定の積立金、剩余金一・一兆円及び外国為替資金特別会計の剩余金の進行年度分〇・二兆円を全て先食

いしてしまった結果、衆議院を既に通過して参議院でまだ審議の始まらない二十三年度当初予算の特例公債法案自体が遡って書換えを余儀なくされことになります。既に成立した二十三年度当初予算さえも、今後縮小される財源に合わせて歳出縮小若しくは特例公債の発行増額など、予算内容の組替えさえ余儀なくされるのであります。

予算審議を財源審議と切り離し、手続をむちゃくちやにする、こういう菅政権の理念に欠け、ルールに欠ける、場当たり的な議会運営の姿勢こそが結果として国家国民を大きな混乱に陥れています。菅総理は肝に銘じて強く認識すべきであります。混乱を極める原発や震災対応の政策の失態ぶりにおいても、その根っこにある原因はこの補正の財源法案の混乱ぶりと全く共通したものであります。

菅総理、あなたの統治能力の欠落こそが全ての混乱の根源にあるということをもうあなたは十分に認識しているはずであります。

三月十一日の震災以来、この未曾有の国難に際しての菅政権のいたらくは実に目を覆うばかりです。対応の遅さ、拙速さ、不透明さ、一貫性のなさは天災を更に悪化させ、まさに官製の人災へと拡大させていきます。

そもそも、震災から二か月たつ今になつても、震災対応のための政府部内の体制が定まつておらず、多くの本部や会議が乱立し、設置の法的根拠や各々の責任と権限、相互連携の方法などが不明確なままであります。行政の現場は大混乱し、情報の錯綜、指示系統の迷走を生んでおります。

法的に根拠のある緊急災害対策本部や原子力災害対策本部に加え、東日本震災復興構想会議、被災者生活支援特別対策本部、原子力発電所事故による経済被害対策本部など、本部と名の付く組織だけでも二十近くも設置し、中でも原子力災害現地本部ではこの間、現地本部長が六人も交代した始末であります。

思い付きで組織をつくり、駄目なら人事を替え、また新しい組織をつくる。結局この間、組織や人事の入替え、設置の連続でやり過ごしてきた菅政権ですが、総理として、あなたの統治能力の欠落ゆえに全体が機能していないという、問題の根源があなたにあるということをもはや覆い隠せるものではありません。

○議長(西岡武夫君) 佐藤君、時間が超過いたしました。簡単に願います。

○佐藤ゆかり君(続) それを組織のせいにする、部下のせいにする、そして新しい組織を幾つも幾つもつくつて周りのせいにして、あなたの自身はいつも總理として居座ろうとしている。そのことが今の日本の問題なのです。

総理は、昨日の予算委員会で、震災対応について全力でやつているとおっしゃいました。しかし、世論調査では七割以上の人人が総理の対応を評価していません。総理が全力でやられて、それで七割以上の国民が駄目だと烙印を押すのであれ

ば、これ以上、菅総理には御無理であります。

○議長(西岡武夫君) 佐藤ゆかり君、簡単に願います。

○佐藤ゆかり君(続) 総理は、日本のために、第

一次補正予算と財源の成立とともに、どうぞ一刻

も早く退陣してください。

〔投票開始〕

○議長(西岡武夫君) 問もなく投票を終了いたし

ます。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(西岡武夫君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数
一百三十四
賛成
反対

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。
(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(西岡武夫君) この際、日程に追加して、
東日本大震災に對処するための土地改良法の特例に関する法律案

東日本大震災に伴う海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙の臨時特例に関する法律案
(いずれも内閣提出、衆議院送付)
以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(西岡武夫君) 御異議ないと認めます。
まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長主導了君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○主導了君 拍手
ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、東日本大震災に對処するための土地改良

法の特例に関する法律案は、東日本大震災に係る津波による災害に対処し、早期営農再開を図るために、国等が緊急に行う災害復旧及び除塙並びにこれと併せて行う区画整理等の事業を円滑に実施できることとする特例措置を講じようとするものであります。

次に、東日本大震災に伴う海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙の臨時特例に関する法律案は、東日本大震災により著しい被害を受けた地域について、海区漁業調整委員会及び農業委員会の選挙の期日、選挙人名簿の調製等に関する特例措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、被災地域における農林水産業の復旧・復興の在り方、農地・農業用施設の除塙・災害復旧事業等の進め方、農林漁業者への生活・経営支援の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知を願います。

質疑を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、東日本大震災に對処するための土地改良法の特例に関する法律案に對して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(西岡武夫君) これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

まず、東日本大震災に對処するための土地改良

○議長(西岡武夫君) 問もなく投票を終了いたしました。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(西岡武夫君) 投票の結果を報告いたしました。
(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(西岡武夫君) この際、日程に追加して、平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(西岡武夫君) 御異議ないと認めます。
まず、委員長の報告を求めます。総務委員長那谷屋正義君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○那谷屋正義君 拍手
ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、東日本大震災に係る特別の財政需要に対応するため、平成二十三年度分の地方交付税の総額に千二百億円を加算するとともに、同加算額の全額を特別交付税とする特例を設けよう

するものであります。

委員会におきましては、特別交付税増額の位置付けと交付対象経費、被災自治体の行政機能回復と人的支援、特別交付税算定における透明性確保等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(西岡武夫君) これより採決をいたしました。
〔投票開始〕

○議長(西岡武夫君) 問もなく投票を終了いたしました。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(西岡武夫君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数
二百三十七
賛成
反対

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。
(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(西岡武夫君) 本日はこれにて散会いたしました。

午後三時五十八分散会

官 報 (号 外)

出席者は左のとおり。

出席者は左のとおり。

梅村 金子 恵美君 聰君
川合 孝典君 将史君
水戸 横峯 良郎君
藤末 健三君 繁君
川崎 稔君
大久保 勉君
一川 保夫君
水岡 俊一君
岩本 司君
平田 健三君
広野 ただし君
羽田雄一郎君
小川 敏夫君
小川 勝也君
大野 元裕君
中原 八一君
江崎 孝君
糸数 慶子君
松浦 大悟君
植松 恵美子君
谷岡 郁子君
風間 直樹君
姫井由美子君
那谷屋正義君
藤本 祐司君
加賀谷 健君

主濱了君・野上浩太郎・大塚耕平・君平・平野達男・池口修次・山谷えり子・君平・北澤俊美・昭子・君平・江田五月・君平・山東昭子・君平・浜田和幸・君平・若林健太・君平・高階恵美子・君平・大家敏志・君平・岩井茂樹・君平・西田昌司・君平・牧野たかお・君平・山田俊男・君平・石井みどり・君平・磯崎陽輔・君平・藤井基・君平・岸伊達忠・君平・信夫・君平・福岡資範・君平・宮沢洋一・君平・山本順三・君平・吉田鈴木・君平・川口順子・君平・正昭君博美・君平

柳澤	辻	松井	神本美恵子君
山根	岡崎トミ子君	孝治君	泰弘君
柳田	田中	田中	直紀君
石井	長谷川	一君	
藤川	岳君	長谷川	
	政人君		
三原じゅん子君	熊谷	大君	
	宇都	隆史君	
上野	古川	通子君	
丸山	俊治君		
森	和也君		
佐藤	島尻安伊子君	まさこ君	
	岡田	信秋君	
石井	直樹君	ゆかり君	
佐藤ゆかり君	北川イッセイ君		
小泉	岡田	昌一君	
中川	関口	雅史君	
	丸川	珠代君	
鴻池	脇	広君	祥肇君
林	芳正君		

國務大臣	中曾根弘文君 世耕弘成君 溝手顯正君 渡辺猛之君 上野ひろし君 磯崎仁彦君 荒井広幸君 青木一彦君 舛添要一君 紙智子君 松下新平君 藤井新平君 桜内孝男君 野村文城君 中村哲郎君 猪口博彦君 柴田邦子君 松山巧君 政司君 愛知治郎君 金子原二郎君 江口克彦君 橋本聖子君 衛藤晟一君 岩城光英君 鶴保庸介君 川田龍平君
内閣総理大臣	(内閣府)国務大臣 (内閣府)特命大臣 (内閣府)地特大臣 主担当大臣
國務大臣	権推進大臣
内閣総理大臣	當大臣
内閣総理大臣	總務大臣
内閣総理大臣	内閣総務大臣
内閣総理大臣	内閣総務大臣

官 報 (号 外)

東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律案(閣法第六五号)審査報告書 東日本大震災に伴う海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙の臨時特例に関する法律案(閣法第六六号)審査報告書 平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律案(閣法第六四号)審査報告書

審查報告書

合計三兆七千百六億六千三百四万六千円の修正減少を行うこととしている。歳入においては、その他収入について三千五十億八千百四十五万円の增收を見込むとともに、公債金については、「財政法第四条第一項ただし書の規定による公債一兆二千二百億円の増発を行う一方、平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律」(仮称)の規定による公債一兆二千二百億円の減額を行うこととしている。

平成二十三年度特別会計補正予算(特第1号)
右は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
平成二十三年四月三十日

年度政府関係機関
一〇
一、費用
本法施行に要する当面の経費は、平成二十三年度一般会計補正予算(第1号)に計上されてい
る。

衆議院議長 横路 孝弘
参議院議長 西岡 武夫殿
平成二十三年度政府関係機関補正予算(機第
1号)
右は本院において可決した。
つて国会法第八十三条に基づく。左に付する。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。 東日本大震災に対処するための特別の財政援
助及び助成に関する法律案

平成二十三年度一般会計補正予算(第1号)

平成二十三年度政府関係機関補正予算（機第
号）

名は全会一致をもつて可決すべきものと議決し
よつて要領書を添えて報告する。

平成二十三年五月二日

予算委員長 前田 武志
西岡 武夫 殿
參議院議長

參語附語
同同
武文廟

要領書

平成二十三年度一般会計補正予算(第1号)

、歳出において、（1）災害救助等関係経費、
（2）災害復旧等切し里事会費、（3）災害対応人材

業関係費等の合計で四兆百五十七億四千四百三十九億九千五百九十一万円の災害廃棄物処理事業費と、(3)災害対応公共施設運営費として、四千三百四十一億九千五百九十一万円の災害対応公共施設運営費を計上する。

十九万六千円の追加を行い、他方、既定経費

減額として (1) 子ども手当の減額 (2) 高道
路の原則無料化社会実験の一時凍結に伴う

路交通円滑化推進費の減額、（3）基礎年金国負担の年金特別会計へ繰入の減額等により、

<p>訂三兆七千六億六千三百四万六千円の修正少を行うこととしている。歳入においては、他の収入について三千五十億八千百四十五万の増収を見込むとともに、公債金について「財政法」第四条第一項ただし書の規定による公債一兆二千二百億円の増発を行う一方、平成二十三年度における公債の発行の特例による法律(仮称)の規定による公債一兆二千百億円の減額を行うこととしている。</p> <p>この結果、平成二十三年度一般会計予算の総額は、歳入歳出ともそれぞれ三千五十億八千五百五万円増額され、九十二兆七千百六十六億四百十六万五千円となる。</p> <p>平成二十三年度特別会計補正予算(機第1号)</p> <p>一般会計予算補正等に関連して、エヌエル対策特別会計、労働保険特別会計等十三特計について、所要の補正を行うこととしている。</p> <p>平成二十三年度政府関係機関補正予算(機第1号)は、株式会社日本政策金融公庫について、所要の補正を行うこととしている。</p> <p>右の措置は、当初予算の作成後の事由に基づき、特に緊要となつたものについての予算措置であり、妥当なものと認める。</p>	
衆議院議長 横路 孝弘	平成二十三年度特別会計補正予算(特第1号)右は本院において可決した。
衆議院議長 西岡 武夫殿	よつて国会法第八十三条により送付する。
平成二十三年四月三十日	平成二十三年四月三十日
衆議院議長 横路 孝弘	平成二十三年度政府関係機関補正予算(機第1号)
衆議院議長 西岡 武夫殿	右は本院において可決した。
衆議院議長 西岡 武夫殿	よつて国会法第八十三条により送付する。
平成二十三年四月三十日	平成二十三年四月三十日
衆議院議長 横路 孝弘	平成二十三年度特別会計補正予算(特第1号)
衆議院議長 西岡 武夫殿	右は本院において可決した。
衆議院議長 西岡 武夫殿	よつて要領書を添えて報告する。
衆議院議長 西岡 武夫殿	右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
衆議院議長 西岡 武夫殿	平成二十三年五月二日

平成二十三年度特別会計補正予算(特第1号)の特別の財政援助及び助成に関する法律案の十三年度特別会計補正予算(特第1号)平成二十三年度特別会計補正予算(特第1号)によつて国会法第八十三条により送付する。

右は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十三年四月三十日

衆議院議長 横路 孝弘

参議院議長 西岡 武夫殿

平成二十三年度政府関係機関補正予算(機第1号)

右は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十三年四月三十日

衆議院議長 横路 孝弘

参議院議長 西岡 武夫殿

東日本大震災に対処するための特別の財政援
助及び助成に関する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決し
た。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十三年五月二日

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、東日本大震災に対処するため、
地方公共団体等に対する特別の財政援助及び社
会保険の加入者等についての負担の軽減、農林
漁業者、中小企業者等に対する金融上の支援等
の特別の助成に関する措置を実施しようとする
ものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する当面の経費は、平成二十三年度一般会計補正予算(第1号)に計上される。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十三年四月三十日

参議院議長 西岡 武夫殿

衆議院議長 横路 孝弘

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案

日次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 特別の災害復旧事業についての補助
(第三条)

第三章 内閣府関係(第四条・第五条)

第四章 総務省関係(第六条—第二十四条)

第五章 財務省関係(第二十五条—第三十七条)

第六章 文部科学省関係(第三十八条—第四十一条)

第七章 厚生労働省関係(第四十四条—第一百五十三条)

第八章 農林水産省関係(第一百六条—第一百二十一条)

第九章 経済産業省関係(第百二十八条—第一百三十四条)

第十章 國土交通省関係(第百三十五条—第百三十八条)

第十一章 環境省関係(第百三十九条・第一百四十条)

第十二章 防衛省関係(第百四十二条・第百四十三条)

第十三章 雜則(第百四十三条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、東日本大震災に対処するため、地方公共団体等に対する特別の財政援助及び社会保険の加入者等についての負担の軽減、農林漁業者、中小企業者等に対する金融上の支援等の特別の助成に関する措置について定めるものとする。

第二条 この法律において「東日本大震災」とは、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。

2 この法律において「特定被災地方公共団体」とは、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県並びに東日本大震災による被害を受けた市町村で政令で定めるものをいう。

3 この法律において「特定被災区域」とは、東日本大震災に際し災害救助法(昭和二十二年法律第百八号)が適用された市町村のうち政令で定めるものをいう。

4 本震災に際し災害救助法(昭和二十二年法律第百八号)が適用された市町村のうち政令で定めるものをいう。

定めるもの及びこれに準ずる市町村として政令で定めるものの区域をいう。

第二章 特別の災害復旧事業についての補助

第三章 国は、特定被災地方公共団体又は特定被災地方公共団体が加入する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合若しくは広域連合に対し、東日本大震災による被害を受けた次に掲げる施設の災害復旧事業について、その事業費の一部を、予算の範囲内において、補助する。

一 水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)第三条第八項に規定する水道施設(同条第二項に規定する水道事業若しくはこれに類する事業として政令で定めるもの又は同条第四項に規定する水道用水供給事業に係るものに限る。)

二 工業用排水事業法(昭和三十三年法律第八十四号)第二条第六項に規定する工業用排水施設(同条第四項に規定する工業用排水事業に係るものに限る。)

三 住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十

四 警察施設のうち信号機、道路標識、道路標示又は交通安全施設等整備事業の推進に関する法律(昭和四十一年法律第四十五号)第二条

五 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十一条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる都市施設で政令で定めるもの

六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和

四十五年法律第百三十七号)第一条第二項に規定する一般廃棄物の処理施設で政令で定めるもの

七 集落排水施設

2 前項の規定により国が事業費の一部を補助する場合における当該災害復旧事業費に対する国の補助率(特定被災地方公共団体である県に係るものに限る。)は、第六項の規定により決定された前項各号に掲げる事業ごとの当該県の災害復旧事業費の総額を次の各号に定める額に区分して順次に当該各号に定める率を乗じて算定した額を合算した金額の当該災害復旧事業費の総額に対する率による。

一 平成二十三年度における当該県の標準税率(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)第二条第四項に規定する標準税率をいい、次号において「標準税率」という。)の百分の四十までに相当する額については、百分の八十

二 前号に規定する標準税率の百分の四十を超える額に相当する額については、百分の九

三 前号の規定は、特定被災地方公共団体である市町村の災害復旧事業費の総額に係る国の補助率の算定方法について準用する。この場合において、同項各号中「百分の四十」とあるのは、「百分の二十」とする。

4 前二項の災害復旧事業費の総額には、特定被災地方公共団体が加入する地方自治法第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合又は広域連合の施行する災害復旧事業の事業費で、当該

の特定被災地方公共団体の負担すべきものを含むものとする。

5 前項の一部事務組合又は広域連合の行う災害復旧事業の事業費に対して国が第一項の規定によりその事業費の一部を補助する場合における当該事業費に対する国が第一項の規定により算定した当該特定被災地方公共団体が当該一部事務組合又は広域連合の規約で災害復旧事業費の分担について定めた割合を、第二項(第三項において準用する場合を含む。第七項及び第九項において同じ。)の規定により算定した当該特定被災地方公共団体に対する国が補助率に乘じたものの和とする。

6 第一項の規定により国がその事業費の一部を補助する災害復旧事業の事業費は、特定被災地方公共団体の提出する資料、実地調査の結果等を勘案して主務大臣が決定する。

7 国は、前項の規定により災害復旧事業費を決定したときは、当該特定被災地方公共団体に対して、当該災害復旧事業が施行される各年度において、第二項の規定による国が補助率により補助する。

8 第一項第七号に掲げる施設に係る前項の規定による補助金の交付の事務は、農林水産大臣が行う。

9 第七項の場合において、国は、第二項の規定による国が補助率が決定する前でも、予算の範囲内において、各年度において施行される災害復旧事業の事業費の三分の一に相当する額を下らない額により、補助金を概算交付することができる。この場合においては、当該年度末において、精算するものとする。

第三章 内閣府関係 (警察施設の復旧に要する経費の補助)

第四条 国は、特定被災地方公共団体である県に対し、東日本大震災による被害を受けた当該県の区域内における警察施設であつて警察法(昭和二十九年法律第六百六十二号)第三十七条第二項の規定により県がその要する経費を支弁することとされているもの(前条第一項第四号に掲げるものを除く。)の復旧に要する経費について、予算の範囲内において、その三分の二を補助する。

(激甚災害に対するための特別の財政援助等に関する法律の特例)

第五条 特定被災地方公共団体については、東日本大震災に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第一百五十号)第二条第一項の特定地方公共団体とみなして、同法の規定を適用する。

第四章 総務省関係

(市町村の仮庁舎の建設等に要する経費の補助)

第六条 国は、特定被災地方公共団体である市町村(東日本大震災により主たる事務所の庁舎が使用できず、又は総務省令で定める応急の修繕をする状態となつたものに限る。)に対し、次に掲げる経費について、予算の範囲内において、その三分の二を補助する。

一 主たる事務所の庁舎に代えて一時的に事務所として使用する仮設の建築物の建設及び当該建築物において使用する政令で定める情報システム(以下この条において「補助対象情報システム」という。)の整備に要する経費

二 主たる事務所の庁舎以外の建築物を主たる

事務所の庁舎に代えて一時的に事務所として使用するために必要な改修及び当該建築物に属するものの財源とする場合

三 主たる事務所の庁舎の応急の修繕及び当該庁舎において使用していた補助対象情報システムの応急の復旧に要する経費

(消防施設の復旧に要する経費の補助)

第七条 国は、特定被災地方公共団体又は特定被災地方公共団体である市町村の加入する地方自治組合若しくは広域連合に対し、東日本大震災による被害を受けた消防の用に供する施設であつて政令で定めるものの復旧に要する経費について、予算の範囲内において、その三分の二を補助する。

(地方債の特例)

第八条 次に掲げる場合においては、東日本大震災による被害を受けた地方公共団体でその区域の全部又は一部が特定被災区域内にあるものは、平成二十三年度及び平成二十四年度以降の年度であつて政令で定める年度に限り、地方財政法(昭和二十三年法律第六百九号)第五条及び災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百三十号)第二百二条の規定にかかわらず、地方債をもつてその財源とができる。

一 地方税、使用料、手数料その他の徴収金での減免で、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによって生ずる財政収入の不足を補う場合

策又は災害復旧で総務省令で定めるものに通常要する費用で、当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合

2 前項の地方債は、資金事情の許す限り、国が財政融資資金をもつて引き受けるものとする。

3 第一項の規定による地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の利率及び償還方法は、政令で定める。

第十条 平成二十三年度分の地方交付税に限り、各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、道府県にあつては第一号に掲げる額の百分の七十五の額、市町村にあつては第二号に掲げる額の百分の七十五の額を加算した額とする。

イ 一からホまでに掲げる額の合算額

イイ 地方税法改正法及び震災特例法の施行による個人の道府県民税に係る平成二十三年年度の減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ロ 震災特例法の施行による個人の行う事業に対する事業税、自動車取得税、自動車税、土地及び家屋に対する固定資産税、都市計画税並びに軽自動車税並びに自動車取得税交付金(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第百四十三条の規定により市町村に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金をいう。次条において同じ。)に係る同年度の減収額を埋めるため、地方財政法第五条の規定にかかわらず、同年度の減収額を勘案して総務省令で定めるところにより算定した額

ハ 地方税法改正法の施行による不動産取得税に係る平成二十三年度の減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 地方税法改正法の施行による自動車取得税に係る平成二十三年度の減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

2 前項の地方債は、資金事情の許す限り、国が財政融資資金をもつて引き受けるものとする。

3 第一項の規定による地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の利率及び償還方法は、政令で定める。

二 イからニまでに掲げる額の合算額

イ 地方税法改正法及び震災特例法の施行による個人の市町村民税に係る平成二十三年度の減収見込額として総務省令で定めることにより算定した額

ロ 地方税法改正法の施行による土地及び家屋に対して課する固定資産税に係る平成二十三年度の減収見込額として総務省令で定めることにより算定した額

ハ 地方税法改正法の施行による軽自動車税に係る平成二十三年度の減収見込額として総務省令で定めることにより算定した額

二 地方税法改正法の施行による自動車取得税交付金に係る平成二十三年度の減収見込額として総務省令で定めることにより算定した額

(恩給法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例)

第十三条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三月間分からぬ場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からぬ場合には、国家公務員災害補償法昭和二十六年法律第二百九十一号。他の法律において準用する場合を含む。)の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したもとのと推定する。

(國家公務員退職手当法の適用の特例)

第十四条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三月間分からぬ場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からぬ場合には、恩給法(大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。)の死亡に係る給付について、同日に、当該行方不明職員は、死に、その者は、死亡したものと推定する。

(地共済法の入院時食事療養費の額の特例)

第十五条 地共済組合(地共済法第三条第一項に規定する地方公務員共済組合をいう。以下この条から第二十条までにおいて同じ。)が、平成二十三年三月十一日から平成二十四年二月二十九日までの間に、第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日までの間(次条、第十八条及び第二十条において「特例対象期間」という。)に被災地共済組合員(地共済組合の組員)地共済法第六十一条第一項の規定の適用を受ける者を含む。第二十条第一項において同じ。)であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより療養の給付について地共済法第五十七条の二第一項第二号の措置が採られるべきものをいふ。以下この条から第十九条までにおいて同じ。)が受けた食事療養(地共済法第五十六条第二項第三号に規定する評価療養をいう。次項及び第二十条において同じ。)又は選定療養(地共済法第五十六条第二項第四号に規定する選定療養をいう。次項及び第二十条において同じ。)

第十六条 地共済組合(地共済法第三条第一項に規定する地方公務員共済組合をいう。以下この条から第二十条までにおいて同じ。)が、平成二十三年三月十一日から平成二十四年二月二十九日までの間に、第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日までの間(次条、第十八条及び第二十条において「特例対象期間」という。)に被災地共済組合員(地共済組合の組員)地共済法第六十一条第一項の規定の適用を受ける者を含む。第二十条第一項において同じ。)であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより療養の給付について地共済法第五十七条の二第一項第二号の措置が採られるべきものをいふ。以下この条から第十九条までにおいて同じ。)が受けた食事療養(地共済法第五十六条第二項第三号に規定する評価療養をいう。次項及び第二十条において同じ。)又は選定療養(地共済法第五十六条第二項第四号に規定する選定療養をいう。次項及び第二十条において同じ。)

共済法第二十七条第一項に規定する全国市町村職員共済組合連合会は、平成二十三年三月一日から第九十六条に規定する厚生労働大臣が定める日までの間に六十五歳に達する者であつて次の各号のいずれにも該当するものに係る地共済法第七十八条の規定による退職共済年金を受ける権利については、その権利を有する者の地共済法第四十三条第一項の請求がない場合であつても、必要があると認めるときは、同項の決定を行なうことができる。

一 第九十六条第一号に規定する厚生労働大臣が定める区域に住所を有すること。

二 平成二十三年三月十一日前に地共済法附則第十九条の規定による退職共済年金その他の政令で定める給付を受ける権利に係る決定を受けたこと。

(地共済法の入院時生活療養費の額の特例)

第十七条 地共済組合が、特例対象期間に被災地共済組合員が受けた生活療養(地共済法第五十六条第二項第二号に規定する生活療養をいう。

以下この条から第二十条までにおいて同じ。)に

ついて地共済法第五十七条の四第一項の規定に

より当該被災地共済組合員に対して支給する入院時生活療養費の額は、同条第二項の規定にかかるわらず、当該生活療養について同項の厚生労働大臣が定める基準によりされる算定の例によつて算定した費用の額(その額が現に当該生活療養に要した費用の額)に相当する金額とする。

(地共済法の保険外併用療養費の額の特例)

第十八条 地共済組合が、特例対象期間に被災地共済組合員が受けた評価療養(地共済法第五十六条第二項第三号に規定する評価療養をいう。

次項及び第二十条において同じ。)又は選定療養(地共済法第五十六条第二項第四号に規定する選定療養をいう。次項及び第二十条において同じ。)

平成二十三年五月一日 参議院会議録第十四号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案

一四

の五第一項の規定により当該被災地共済組合員に対する支給する保険外併用療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、同項第一号に規定する金額及び当該食事療養について地共済法第五十七条の三第二項の厚生労働大臣が定める基準によりされる算定の例により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額)に相当する金額の合算額とする。

2 前項の費用の額の算定に關しては、療養の給付費の額及び該療養費に就する負担額を基準として、地共済組合が定める金額とする。

第三項の規定にかかわらず、同項第一号に規定する金額及び当該食事療養について地共済法第五十七条の三第二項の厚生労働大臣が定める基準によりされる算定の例により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額に相当する金額の合算額とする)。地共済組合が、特例対象期間に被災地共済組合員が受けた評価療養又は選定療養(これらの療養のうち生活療養が含まれているものに限る)について地共済法第五十七条の五第一項の規定により当該被災地共済組合員に対して支給する保険外併用療養費の額は、同条第二項の規定にかかるらず、同項第一号に規定する金額及び当該生活療養について地共済法第五十七条の四第二項の規定による算定の例により算定した費用の額(その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額に相当する金額の合算額とする)。

付を受けるべき場合には地共済法第五十七条第六項の療養に要する費用の額の算定、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合には第十六条の費用の額の算定(第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以降に受けた食事療養については、地共済法第五十七条の三第二項の金額の算定)、入院時生活療養費の支給を受けるべき場合には第十七条の費用の額の算定(第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以降に受けた生活療養については、地共済法第五十七条の四第二項の金額の算定)、保険外併用療養費の支給を受けるべき場合には地共済法第五十七条の五第一号の費用の額の算定(前項に規定する療養に食事療養又は生活療養が含まれるときは、前条の費用の額の算定(第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以降に受けた食事療養又は生活療養については、地共済法第五十七条の三第二項又は第五十七条の四第二項の金額の算定)の例によること)。

(地共済法の家族療養費の額の特例)

十九条 地共済組合が、平成二十三年三月十一日から平成二十四年二月二十九日までの間に被災地共済組合員が受けた療養について地共済法第五十八条第一項又は第二項の規定により当該被災地共済組合員に対して支給する療養費の額は、同条第三項の規定にかかわらず、当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について算定

した費用の額及び当該食事療養又は生活療養に
ついて算定した費用の額を基準として、地共済組合が定める金額とする。

前項の費用の額の算定に関しては、療養の給付を受けるべき場合には地共済法第五十七条第六項の療養に要する費用の額の算定、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合には第十六条の費用の額の算定(第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以降に受けた食事療養については、地共済法第五十七条の三第二項の金額の算定)、入院時生活療養費の支給を受けるべき場合には第十七条の費用の額の算定(第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以降に受けた生活療養については、地共済法第五十七条の四第二項の金額の算定)、保険併用療養費の支給を受けるべき場合には地共済法第五十七条の五第二項第一号の費用の額の算定(前項に規定する療養に食事療養又は生活療養が含まれるときは、前条の費用の額の算定(第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以降に受けた食事療養又は生活療養については、地共済法第五十七条の三第二項又は第五十七条の四第二項の金額の算定)の例によること)の額を超えることができない。

(地共済法の家族療養費の額の特例)

第二十条 地共済組合が、特例対象期間に被災地共済被扶養者(地共済組合の組合員であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより地共済法第五十九条第一項の規定による家族療養費の支給について地共済法第五十九条の二第一項の措置が採られるべき

2 前二項に規定する療養についての費用の額の算定に関しては、保険医療機関等(地共済法第五十七条の五第一項に規定する保険医療機関等)から療養費の額は、同条第二項の規定にかかるわらず、当該療養(生活療養を除く。)について算定した費用の額に相当する金額及び当該生活療養について算定した費用の額に相当する金額の合算額とする。

3 前二項に規定する療養についての費用の額の算定に関しては、保険医療機関等(地共済法第五十七条の五第一項に規定する保険医療機関等)から療養費の額は、同条第二項の規定にかかるわらず、当該療養(生活療養を除く。)について算定した費用の額に相当する金額及び当該生活療養について算定した費用の額に相当する金額の合算額とする。

による家族療養費の支給について地共済法第五十九条の二第一項の措置が採るべきものをいう。以下この条において同じ。)が受けた療養(食事療養が含まれている療養に限る。)について地共済法第五十九条第一項の規定により当該被災地共済被扶養者に係る地共済組合の組合員(地共済法第六十一条第二項の規定の適用を受ける被災地共済被扶養者を含む。次項において「地共済組合の組合員等」という。)に対して支給する家族療養費の額は、地共済法第五十九条第二項の規定にかかるわらず、当該療養(食事療養を除く。)について算定した費用の額に相当する金額及び当該食事療養について算定した費用の額に相当する金額の合算額とする。

2 地共済組合が、特例対象期間に被災地共済被扶養者が受けた療養(生活療養が含まれている療養に限る。)について地共済法第五十九条第一項の規定により当該被災地共済被扶養者に係る地共済組合の組合員等に対して支給する家族療養費の額は、同条第二項の規定にかかるわらず、当該療養(生活療養を除く。)について算定した費用の額に相当する金額及び当該生活療養について算定した費用の額に相当する金額の合算額とする。

もののが扶養者及び地共済法第六十一条第二項の規定の適用を受ける者であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより同項の規定に

の適用の特例

第二十一条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三月間分からぬ場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からぬ場合には、地共済法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例)

第二十二条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三月間分からぬ場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、か

4 前条の規定は、地共済法第五十九条第七項において準用する地共済法第五十八条第一項及び第二項の規定により被災地共済被扶養者に係る家族療養費を支給する場合について準用する。この場合において、地共済法第五十九条第八項の規定は、適用しない。

(地共済法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例)

にあつては地共済法第五十七条第六項の療養に要する費用の額の算定、保険医療機関等から評価療養又は選定療養を受ける場合にあつては地共済法第五十七条の五第二項第一号の費用の額の算定、第一項に規定する食事療養についての費用の額の算定に関しては第十六条の費用の額の算定、前項に規定する生活療養についての費用の額の算定に関しては第十七条の費用の額の算定の例による。

つ、その死亡の時期が分からぬ場合には、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

（国共済法の退職共済年金の決定の特例）

については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

十九日までの間において第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日までの間(次条、第二十一条及び第三十一条において「特例対象期間」と

該現に生活療養に要した費用の額)に相当する
例により算定した費用の額(その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額)に相当する

第二十六条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)。以下この条から第三十二条までにおいて「国共済法」という。(第二十一条)

いう。)に被災国共済組合員(国共済組合の組合員(国共済法第五十九条第一項の規定の適用を受ける者を含む。第三十一条第一項において同

金額とする。

第二十三條 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三月間分からぬ場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からぬ場合には、地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡し

たものと推定する。

第二十四条 第十六条から第二十条までの規定は、平成二十三年三月十一日から適用する。

第五章 財務省関係

めの特別措置法の死亡に係る給付の支給に関する規定(通称「手続規則」)

第二十五条 平成二十三年三月十一日に発生した
る規定の適用の特例)

東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三月間分からぬハ場合又

はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、か

つ、その死亡の時期が分からぬ場合には、旧令による共済組合等からの年金受給者のための

特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)

(国共済法の退職共済年金の決定の特例)

第二十六条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)。以下この条から第三十二条までにおいて「国共済法」という。第二十一条第一項に規定する国家公務員共済組合連合会は、平成二十三年三月一日から第九十六条に規定する厚生労働大臣が定める日までの間に六十歳に達する者であつて次の各号のいずれにも該当するものに係る国共済法第七十六条の規定による退職共済年金を受ける権利については、その権利を有する者の国共済法第四十一条第一項の請求がない場合であつても、必要があると認めるときは、同項の決定を行うことができること。

一 第九十六条第一号に規定する厚生労働大臣が定める区域に住所を有すること。

二 平成二十三年三月十一日前に国共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金その他の政令で定める給付を受ける権利に係る決定を受けたこと。

前項の規定は、厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は同法附則第四十八条第一項に規定する指定基金について準用する。

(国共済法の入院時食事療養費の額の特例)

第二十七条 国共済組合(国共済法第三条第一項に規定する国家公務員共済組合をいう。以下この条から第三十一条までにおいて同じ。)が、平成二十三年三月十一日から平成二十四年二月二

十九日までの間において第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日までの間(次条、第二十九条及び第三十一条において「特例対象期間」という。)に被災国共済組合員(国共済組合の組合員(国共済法第五十九条第一項の規定の適用を受ける者を含む。第三十一条第一項において同じ。)であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより療養の給付について国共済法第五十五条の二第一項第二号の措置が採るべきものをいう。以下この条から第三十条までにおいて同じ。)が受けた食事療養(国共済法第五十四条第二項第一号に規定する食事療養をいう。)について同じ。)について国共済法第五十五条の三第一項の規定により当該被災国共済組合員に対して支給する入院時食事療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該食事療養について同項の厚生労働大臣が定める基準によりされる算定の例により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額)に相当する金額とする。

(国共済法の入院時生活療養費の額の特例)

第二十八条 国共済組合が、特例対象期間に被災国共済組合員が受けた生活療養(国共済法第五十四条第二項第二号に規定する生活療養をいう。)について国共済法第五十五条の四第一項の規定により当該被災国共済組合員に対して支給する入院時生活療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該生活療養について同項の規定により当該被災国共済組合員に対して支給する入院時生活療養費の額は、同条第二項の規定にかかる基準によりされる算定の額を定める基準によつて算定する。

(国共済法の保険外併用療養費の額の特例)

第二十九条 国共済組合が、特例対象期間に被災國共済組合員が受けた評価療養(国共済法第五十四条第二項第三号に規定する評価療養をいう。次項及び第三十一条において同じ。)又は選定療養(国共済法第五十五条第二項第四号に規定する選定療養をいう。次項及び第三十一条において同じ。)(これらの療養のうち食事療養が含まれているものに限る。)について国共済法第五十五条の五第一項の規定により当該被災国共済組合員に対して支給する保険外併用療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、同項第一号に規定する金額及び当該食事療養について国共済法第五十五条の三第二項の厚生労働大臣が定める基準によりされる算定の例により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額)に相当する金額の合算額とする。

2 国共済組合が、特例対象期間に被災国共済組合員が受けた評価療養又は選定療養(これらの療養のうち生活療養が含まれているものに限る。)について国共済法第五十五条の五第一項の規定により当該被災国共済組合員に対して支給する保険外併用療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、同項第一号に規定する金額及び当該生活療養について国共済法第五十五条の

れる算定の例により算定した費用の額(その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額)に相当する金額の合算額とする。

(国共済法の療養費の額の特例)

第三十条 国共済組合が、平成二十三年三月十一日から平成二十四年二月二十九日までの間に被災国共済組合員が受けた療養について国共済法

第五十六条第一項又は第二項の規定により当該被災国共済組合員に対して支給する療養費の額は、同条第三項の規定にかかわらず、当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)について算定した費用の額及び当該食事療養又は生活療養について算定した費用の額を基準として、国共済組合が定める金額とする。

前項の費用の額の算定に關しては、療養の給付を受けるべき場合には国共済法第五十五条第六項の療養費の支給を受けるべき場合には第二十七条の費用の額の算定(第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以降に受けた食事療

養については、国共済法第五十五条の三第二項の金額の算定、入院時生活療養費の支給を受けるべき場合には第二十八条の費用の額の算定(第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以降に受けた生活療養については、国共済法第五十五条の四第二項の金額の算定)、保険外併用療養費の支給を受けるべき場合には国共済法第五十五条の五第二項第一号の費用の額の算定(前項に規定する療養に食事療養又は生活療養が含まれるときは、前条の費用の額の算定(第五十条に規定する厚生労働大臣が定める

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案

日の翌日以降に受けた食事療養又は生活療養については、国共済法第五十五条の三第二項又は第五十五条の四第二項の金額の算定)の例によること、ただし、その額は、現に療養に要した費用の額を超えることができない。

(国共済法の家族療養費の額の特例)

第三十一条 国共済組合が、特例対象期間に被災国共済被扶養者(国共済組合の組合員であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより国共済法第五十七条の二第一項の措置が採られるべきものの被扶養者及び国共済法第五十九条第二項の規定による家族療養費の支給について国共済法第五十七条の二第一項の措置が採られるべきものの被扶養者及び国共済法第五十九条第二項の規定の適用を受ける者であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより同項の規定による家族療養費の支給について国共済法第五十七条の二第一項の措置が採られるべきものと推定する。

3 前二項に規定する療養についての費用の額の算定に關しては、保険医療機関等(国共済法第五十五条の五第一項に規定する保険医療機関等をいう。以下この項において同じ。)から療養(評価療養及び選定療養を除く。)を受ける場合にあつては国共済法第五十五条第六項の療養に要する費用の額の算定、保険医療機関等から評価療養又は選定療養を受ける場合にあつては国共済法第五十五条の五第二項第一号の費用の額の算定、第一項に規定する食事療養についての費用の額の算定に關しては第二十七条の費用の額の算定、前項に規定する生活療養についての費用の額の算定に關しては第二十八条の費用の額の算定の例による。

第三十二条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三月間分からぬ場合は、その者の死亡が三月以内に明らかとなり、か

つ、その死亡の時期が分からぬ場合には、国共済法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例)

第三十三条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三月間分からぬ場合には、その者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からぬ場合には、国

家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、同

日に、その者は、死亡したものと推定する。

(一般会計から漁船再保險及び漁業共済保険特別会計の漁船普通保険勘定及び漁業共済保険勘定への繰入れの特例)

第三十四条 政府は、東日本大震災による漁船再保險及び漁業共済保険特別会計の漁船普通保険勘定における普通保険等再保險事業特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号。以下この条及び次条において「特別会計法」といいう。)第百七十二条第二項に規定する普通保険等再保險事業をいう。次条において同じ。)に係る再保險金及び漁業共済保険勘定における漁業共

済保険事業(漁業災害補償法(昭和三十九年法律第一百五十八号)第二条に規定する漁業共済保険事業をいう。)に係る保険金の支払財源の不足に充てるため、特別会計法第百七十七条第一項及

2 国共済組合が、特例対象期間に被災国共済被扶養者が受けた療養(生活療養が含まれている療養に限る。)について国共済法第五十七条第一

4 前条の規定は、国共済法第五十七条第七項において準用する国共済法第五十六条第一項及び第二項の規定により被災国共済被扶養者に係る家族療養費を支給する場合について準用する。この場合において、国共済法第五十七条第八項の規定にかかるはず、当該療養(食事療養を除く。)について算定した費用の額に相当する金額及び当該食事療養について算定した費用の額に相当する金額の合算額とする。

(国共済法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例)

第三十二条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三月間分からぬ場合又

び第二項の規定にかかわらず、予算で定めると
ころにより、一般会計から同特別会計の漁船普
通保険勘定及び漁業共済保険勘定にそれぞれ繰
り入れることができる。

2 政府は、前項の規定による繰入金について
は、後日、漁船再保険及び漁業共済保険特別会
計の漁船普通保険勘定又は漁業共済保険勘定に
おいて決算上の剰余を生じた場合には、特別会
計法第百七十八条第一項の規定にかかわらず、
当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額
を、予算で定めるところにより、一般会計に繰
り入れなければならない。

(漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の漁船
普通保険勘定における積立金の歳入への繰入
れ)

第三十五条 政府は、東日本大震災による漁船再
保険及び漁業共済保険特別会計の漁船普通保険
勘定における普通保険等再保険事業に係る平成
二十三年度の再保険金の支払財源の不足に充て
るため、同年度において、同勘定における特別
会計法第百七十八条第一項第一号の規定による
積立金を同勘定の歳入に繰り入れることができ
る。

(株式会社日本政策投資銀行法の特例)

第三十六条 東日本大震災による被害に対処する
ために株式会社日本政策投資銀行が行う危機対
応業務(株式会社日本政策金融公庫法(平成十九
年法律第五十七号)第二条第五号に規定する業
務をいう。第百三十三条において同じ。)の円滑
な実施のために行われる出資及び国債の発行又
は償還については、株式会社日本政策投資銀行
(平成十九年法律第八十五号)附則第二条の二

中「平成二十四年三月三十一日」とあるのは「平
成二十七年三月三十一日」と、「必要があると認
める」とあるのは「危機対応業務の円滑な実施の
ために必要があると認める」と、同法附則第二
条の三第一項及び第二条の四第一項中「平成二
十四年三月三十一日」とあるのは「平成二十七年
三月三十一日」と、同法附則第二条の五第一項
中「平成二十四年七月一日」とあるのは「平成二
十七年七月一日」として、これらの規定を適用
する。

(適用)

第三十七条 第二十七条から第三十一条までの規
定は、平成二十三年三月十一日から適用する。

第六章 文部科学省関係

(私学共済法の標準給与の改定の特例)

第三十八条 日本私立学校振興・共済事業団(以
下この条から第四十条まで及び第四十二条にお
いて「事業団」という。)は、学校法人等(私立学
校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十
五号)以下この条及び第四十条から第四十二条
までにおいて「私学共済法」という。)第十四条第
一項に規定する学校法人等及び私学共済法附則
第十項の規定により学校法人とみなされる者を
いう。第四十二条及び第二百二条において同じ。)
が設置する学校等(学校教育法(昭和二十二年法
律第二十六号)第一條に規定する学校、同法第
百二十四条に規定する専修学校及び同法第二百三
十四条第一項に規定する各種学校をいう。以下
この項、第四十二条第一項及び第二百二条におい
て同じ。)で、平成二十三年三月十一日において
特定被災区域に所在していたものが東日本大震

に勤務する私学共済法の規定による私立学校教
職員共済制度の加入者(準用国共済法(私学共済
法第二十五条において読み替えて準用する国家
公務員共済組合法をいう。以下この条から第四
十条までにおいて同じ。)第百二十六条の五第二
項に規定する任意継続加入者を除く。以下この
条、第四十二条第一項及び第一百二条において
「私学共済加入者」という。)の同月から平成二十
四年二月までのいずれかの月に受けた給与(私
学共済法第二十二条第一項に規定する給与をい
う。以下この条及び第四十二条第一項第二号に
おいて同じ。)の額が当該私学共済加入者のその
月の標準給与(私学共済法第二十二条に規定す
る標準給与をいう。以下この条において同じ。)
の基礎となつた給与月額に比べて著しく低下し
た場合において、必要があると認めるときは、
その月に受けた給与の額を給与月額として、そ
の著しく低下した月から、標準給与を改定する
ことができる。

2 事業団は、前項の規定により標準給与が改定
された私学共済加入者の当該改定が行われた月
の翌月から平成二十四年二月までのいずれかの
月に受けた給与の額が当該私学共済加入者のそ
の月の標準給与の基礎となつた給与月額に比べ
て著しく上昇した場合において、必要があると
認めるときは、その月に受けた給与の額を給与
月額として、その著しく上昇した月から、標準
給与を改定することができる。

3 私学共済法第二十二条第八項の規定は、前二
項の規定により改定された標準給与について準
用する。

5 第一項の規定により標準給与が改定された私
学共済加入者又は私学共済加入者であつた者で
あつて、平成二十三年三月十一日において現に
準用国共済法第六十七条第一項に規定する出産
手当金の支給を受けている者又は受けるべき者
について同条の規定を適用する場合において
は、同項中「標準給与」とあるのは、「東日本大
震災に対処するための特別の財政援助及び助成
に関する法律(平成二十二年法律第二百二条)
三十八条第一項の規定による改定前の標準給与
と同条第二項の規定による改定後の標準給与
のいずれか高い標準給与」とする。

6 第一項の規定により標準給与が改定された私学共済加入者であつて、平成二十三年三月十一日において現に準用国共済法第六十八条に規定する休業手当金(以下この項において単に「休業手当金」という。)の支給を受けている者若しくは受けるべき者又は東日本大震災による被害を受けたことにより休業手当金の支給を受ける者について同条の規定を適用する場合において

は、平成二十四年二月二十九日までの分として支給されるものに限り、同条中「標準給与」とあるのは、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第

官 報 (号 外)

号)第三十八条第一項の規定による改定前の標準給与(同条第二項の規定による改定が行われた場合には、同条第一項の規定による改定前の標準給与と同条第二項の規定による改定後の標準給与のいずれか高い標準給与)とする。

7 第一項の規定により標準給与が改定された私学共済加入者又はその被扶養者が東日本大震災により死亡したことにより準用国共済法第七十条に規定する弔慰金又は家族弔慰金(平成二十四年二月二十九日までの間に給付事由が生じたものに限る。)の支給を受ける者について同条の規定を適用する場合においては、同条中「標準給与」とあるのは、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第

号)第三十八条第一項の規定による改定前の標準給与(同条第二項の規定による改定が行われた場合には、同条第一項の規定による改定前の標準給与と同条第二項の規定による改定前と同条第二項の規定による改定後の標準給与のいずれか高い標準給与)とする。

(国共済法の退職共済年金の決定の特例に関する規定の準用)

第三十九条 第二十六条第一項の規定は、事業団が準用国共済法第四十一条第一項の規定により行う準用国共済法第七十六条の規定による退職共済年金を受ける権利に係る決定について準用する。

(国共済法の入院時食事療養費の額の特例等に関する規定の準用)

第四十条 第二十七条から第三十条までの規定は事業団が準用国共済法第五十五条の三第一項、第五十五条の四第一項、第五十五条の五第一項並びに第五十六条第一項及び第二項の規定により被災私学共済加入者(私学共済法の規定によ

る私立学校教職員共済制度の加入者(準用国共

の規定による改定後の標準給与のいずれか高い標準給与)とする。

8 第一項の規定により標準給与が改定された私学共済加入者であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより療養の給付について準用国共済法第五十五条の二第一項第二号の措置が採られたことをいう。以下この条において同じ。)が受けた疗養について当該被災私学共済加入者に對して支給する入院時食事療養費の額、及び療養費の額について、第三十二条の規定は、第三十八条第一項の規定による改定前の標準給与(同条第二項の規定による改定が行われた場合には、同条第一項の規定による改定前の標準給与と同条第二項の規定による改定後と同条第二項の規定による改定後の標準給与のいずれか高い標準給与)とする。

(国共済法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例に関する規定の準用)

第四十二条 事業団は、次の各号のいずれにも該当する学校法人等から申請があつた場合において、必要があると認めるときは、私学共済法第二十八条第一項の規定にかかるわらず、当該学校法人等が第二号に該当するに至つた月から当該学校法人等が同号に該当しなくなるに至つた月の前月(その月が平成二十四年三月以後であるときは、同年一月)までの各月に納付すべき掛金(第一号に規定する学校等に勤務する私学共済加入者が負担すべき掛金及び当該私学共済加入者を使用する学校法人等が負担すべき掛金に限る。)を免除することができる。

一 平成二十三年三月十一日において特定被災区域に所在する学校等を設置していたこと。二 東日本大震災による被害を受けたことにより、前号に規定する学校等に勤務する私学共済加入者に対する給与の支払に著しい支障が生じていること。

2 前項の規定により掛金を免除された学校法人等は、平成二十四年二月までの間において、当該学校法人等が同項第二号に該当しなくなるに至つたときは、その旨を事業団に届け出なければならない。(適用)

(国共済法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例に関する規定の準用)

第四十三条 第三十八条第一項の規定により被災私学共済加入者(私学共済法の規定によ

十三年三月一日から、第四十条の規定は同月十日から適用する。

第七章 厚生労働省関係

(保健所の災害復旧に関する補助)

第四十四条 国は、特定被災地方公共団体である県、指定都市（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。第四十八条及び第八十五条において同じ。）又は中核市（同法第二百五十二条の二十二第二項の中核市をいう。第四十八条において同じ。）に対し、東日本大震災により著しい被害を受けたその設置する保健所の災害復旧に要する費用について、予算の範囲内において、その三分の二を補助する。（火葬場の災害復旧に関する補助）

第四十五条 国は、特定被災地方公共団体である市町村又は当該市町村が加入する一部事務組合（地方自治法第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合をいう。）に対し、東日本大震災により著しい被害を受けたその設置する火葬場（墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）第二条第七項に規定する火葬場をいう。）の災害復旧に要する費用について、予算の範囲内において、その三分の二を補助する。（火葬場の災害復旧に関する補助）

第四十六条 国は、次項各号に掲げる医療機関の開設者に対し、東日本大震災により著しい被害を受けたその開設する医療機関の災害復旧に要する費用（同項第二号に掲げる医療機関にあっては、政令で定める施設の災害復旧に要する費用）について、他の法令の規定にかかわらず、予算の範囲内において、その一部を補助する。

2 前項の規定により国が行う補助の割合は、次の各号に掲げる医療機関の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合とする。

一 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条に規定する公的医療機関 三分の二
二 その他政令で定める医療機関 二分の一
(と畜場の災害復旧に関する補助)

第四十七条 国は、特定被災地方公共団体である市町村に対し、東日本大震災により著しい被害を受けたその設置すると畜場（と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第三条第二項に規定すると畜場をいう。）の災害復旧に要する費用について、予算の範囲内において、その三分の二を補助する。（社会福祉施設等の災害復旧に関する補助）

第四十八条 国は、都道府県が、次に掲げる施設又は事業所であつて東日本大震災により著しい被害を受けたものを設置した特定被災地方公共団体である市町村（指定都市及び中核市を除く。）の当該施設又は事業所の災害復旧に要する費用につき六分の五を下らない率により補助する場合には、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、その超える部分の補助による費用を免除する。

2 前項の規定により国が行う補助の割合は、次の各号に掲げる施設等の区分に応じ、その一部を補助する。

一 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第七号の授産施設
二 国は、都道府県が、介護保険法第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設（以下この条例において「介護老人保健施設」という。）であつて東日本大震災により著しい被害を受けたものを設置した特定被災地方公共団体である市町村（指定都市及び中核市を除く。）の当該介護老人保健施設の災害復旧に要する費用につき五分の四を補助する。

3 国は、都道府県若しくは中核市（同法第五条の二第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所、同法第十五条第二百八十三条第(二)項の規定により設置された認知症対応型老人共同生活介護又は同条第十六項に規定する共同生活介護又は同条第十七項に規定する共同生活介護又は同条第十八項に規定する共同生活介護又は同条第十九項に規定する共同生活介護又は同条第二十項に規定する介護老人保健施設（以下この条例において「介護老人保健施設」という。）であつて東日本大震災により著しい被害を受けたものを設置した特定被災地方公共団体である市町村（指定都市及び中核市を除く。）の当該介護老人保健施設の災害復旧に要する費用につき五分の四を補助する。

2 前項の規定により国が行う補助の割合は、次の各号に掲げる医療機関の区分に応じ、その一部を補助する。

一 老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三条第五条の二第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所、同法第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う事業所、同法第十五条第二百八十三条第(二)項の規定により都道府県及び市町村以外の者が設置した障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス（同法第五条第五項に規定する療

養介護、同条第六項に規定する生活介護、同条第七項に規定する児童デイサービス、同条第八項に規定する短期入所、同条第十項に規定する共同生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援、同条第十五項に規定する就労継続支援又は同条第十六項に規定する共同生活援助に限る。)の事業の用に供する施設

四 社会福祉法第二条第二項第七号の授産施設

4 国は、都道府県又は指定都市若しくは中核市が、その区域(都道府県にあっては、当該都道府県の区域内にある指定都市の区域及び中核市の区域を除く。)内に設置されている介護老人保健施設であつて東日本大震災により著しい被害を受けたものを設置した都道府県及び市町村以外の者の当該介護老人保健施設の災害復旧に要する費用につき補助する場合には、政令で定めるところにより、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市に対し、予算の範囲内において、当該補助に要する費用(当該都道府県又は指定都市若しくは中核市が二分の一を超える率による補助をする場合には、その超える部分の補助に要する費用を除いた費用)を補助する。

5 国は、特定被災地方公共団体である県又は指定都市若しくは中核市に対し、その設置する次に掲げる施設又は事業所であつて東日本大震災により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する費用について、予算の範囲内において、その三分の二を補助する。

一 老人福祉法第五条の二第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所、同

条第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う事業所、同法第十五条の規定により設置された老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、軽費老人ホーム及び老人介護支援センター並びに介護保険法第一百五十五条の四十五第二項の規定により設置された地域包括支援センター

二 障害者自立支援法第七十九条第一項の規定

により特定被災地方公共団体である県又は指定都市若しくは中核市が設置した障害福祉サービス(同法第五条第五項に規定する療養介護、同条第七項に規定する児童デイサービス、同条第八項に規定する短期入所、同条第十項に規定する共同生活介護又は同条第十六項に規定する共同生活援助に限る。)の事業の用に供する施設

三 社会福祉法第二条第二項第七号の授産施設

6 国は、特定被災地方公共団体である県又は指定都市若しくは中核市に対し、その設置する介護老人保健施設であつて東日本大震災により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する費用について、予算の範囲内において、その二分の一を補助する。

(健康保険の標準報酬月額の改定の特例)

第四十九条 健康保険者等(全国健康保険協会(第六十一条から第六十五条までにおいて「協会」という。)が管掌する健康保険にあつては厚生労働大臣、健康保険組合が管掌する健康保険にあつては当該健康保険組合をいう。次項及び第五十一条において同じ。)は、平成二十三年三月十一日において特定被災区域に所在していた適用準報酬月額を改定することができる。

業所(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第三条第三項に規定する適用事業所をいう。以下この項及び第五十七条において同じ。)の事業が

東日本大震災による被害を受けたことにより、当該適用事業所に使用される健康保険の被保険者(同法第三条第二項に規定する日雇特例被保險者(次条、第五十四条から第五十六条まで及び第五十八条において「日雇特例被保險者」という。)、同法第三条第四項に規定する任意継続被保險者及び同法附則第三条第一項に規定する特例退職被保險者を除く。以下この条において同じ。)の同月から平成二十四年一月までのいずれかの月に受けた報酬(同法第三条第五項に規定する報酬をいう。以下この条及び第五十七条において同じ。)の額が、その者のその月の健康保険の標準報酬月額の基礎となつた報酬月額に比べて、著しく低下した場合において、必要があると認めるときは、その月に受けた報酬の額を報酬月額として、その著しく低下した月から、健康保険の標準報酬月額を改定することができること。

2 健康保険者等は、前項の規定により健康保険の標準報酬月額が改定された健康保険の被保険者の当該改定が行われた月の翌月から平成二十四年二月までのいずれかの月に受けた報酬の額が、その者のその月の健康保険の標準報酬月額の基礎となつた報酬月額に比べて、著しく上昇した場合において、必要があると認めるときは、その月に受けた報酬の額を報酬月額とする。

5 改定健保被保險者であつて、平成二十三年三月十一日において現に健康保険法第二百二条に規定する出産手当金の支給を受けている者又は受けるべき者について同条の規定を適用する場合においては、同条中「標準報酬月額」とあるのは、「標準報酬日額(東日本大震災に對処するた

3 健康保険法第四十三条第二項の規定は、前二項の規定により改定された健康保険の標準報酬月額について準用する。

4 第一項の規定により健康保険の標準報酬月額が改定された健康保険の被保険者又は被保險者(改定された健康保険の被保険者又は被保險者であつた者(次項において「改定健保被保險者」という。)であつて、平成二十三年三月十一日に

おいて現に傷病手当金(健康保険法第九十九条第一項に規定する傷病手当金をいう。以下この項において同じ。)の支給を受けている者若しくは受けるべき者又は東日本大震災による被害を受けたことにより傷病手当金の支給を受ける者について同条の規定を適用する場合においては、平成二十四年二月二十九日までの分として支給されるものに限り、同条第一項中「標準報酬月額」とあるのは「東日本大震災に對処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第号)第四十九条第一項の規定による改定前の標準報酬月額(同条第二項の規定による改定が行われた場合には、同条第一項の規定による改定前の標準報酬月額と同条第二項の規定による改定後の標準報酬月額のいずれか高い標準報酬月額)」と、「をいう。第二百二条において同じ」とあるのは「をいう」とする。

陥者に対して支給する入院時食事療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該食事療養につき同項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額)とする。
(健康保険の入院時生活療養費の額の特例)
第五十一条 健保保険者が、特例対象期間に被災健保被保険者が受けた生活療養(健康保険法第六十三条第二項第二号に規定する生活療養をいう。以下この条から第五十四条まで及び第五十六条において同じ。)につき同法第八十五条の二第一項の規定により当該被災健保被保険者に対する支給する入院時生活療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該生活療養につき同項の厚生労働大臣が定める基準により算定して支給する入院時生活療養費の額(その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額)とする。
(健康保険の保険外併用療養費の額の特例)
第五十二条 健保保険者が、特例対象期間に被災健保被保険者が受けた評価療養(健康保険法第六十三条第二項第三号に規定する評価療養をいう。次項及び第五十四条において同じ。)又は選定療養(同法第六十三条第二項第四号に規定する選定療養をいう。次項及び第五十四条において同じ。)(これららの療養のうち食事療養が含まれているものに限る。)につき同法第八十六条第一項の規定にかかわらず、同項第一号に規定する一項の規定により当該被災健保被保険者に対し支給する保険外併用療養費の額は、同条第一項の規定にかかわらず、同項第一号に規定する

2 健保保険者が、特例対象期間に被災健保被保険者が受けた評価療養又は選定療養(これらの療養のうち生活療養が含まれているものに限る。)につき健康保険法第八十六条第一項の規定により当該被災健保被保険者に対して支給する保険外併用療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、同項第一号に規定する額及び当該生活療養につき同法第八十五条の二第二項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額)の合算額とする。

(健康保険の療養費の額の特例)

第五十三条 健保保険者が、平成二十三年三月一日から平成二十四年二月二十九日までの間に被災健保被保険者が受けた療養につき健康保険法第八十七条第一項の規定により当該被災健保被保険者に対して支給する療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)につき算定した費用の額及び当該食事療養又は生活療養につき算定した費用の額を基準として、健保保険者が定める額とする。

2 前項の費用の額の算定については、療養の給付を受けるべき場合においては健康保険法第十七条第二項の費用の額の算定、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合においては第五十条の費用の額の算定(同条に規定する厚生労働

大臣が定める日の翌日以降に受けた食事療養について、同法第八十五条第二項の額の算定）、入院時生活療養費の支給を受けるべき場合においては第五十五条の費用の額の算定（第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以降に受けた生活療養については、同法第八十五条第二項第一号の費用の額の算定（前項に規定する療養に食事療養又は生活療養が含まれるときは、前条の費用の額の算定（第五十六条第二項第一号が定める日の翌日以降に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以降に受けた食事療養又は生活療養については、同法第八十五条第二項又は第八十五条の二第二項の額の算定）の例による。ただし、その額は、現に療養に要した費用の額を超えることができる）。

受けができる者を除く。)を除く。次項及び第五十八条において同じ。)に対し支給する。

家族療養費の額は、同法第二百十条第二項の規定にかかわらず、当該療養(食事療養を除く。)につき算定した費用の額及び当該食事療養につき算定した費用の額の合算額とする。

2 健保保険者が、特例対象期間に被災健保被扶養者が受けた療養(生活療養が含まれている療養に限る。)につき健康保険法第二百十条第一項の規定により当該被災健保被扶養者に係る健康保険の被保険者に対する支給する家族療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該療養(生活療養を除く。)につき算定した費用の額及び当該生活療養につき算定した費用の額の合算額とする。

3 前二項に規定する療養についての費用の額の算定においては、保険医療機関等(健康保険法第六十三条第三項各号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下この項において同じ。)から療養評価療養及び選定療養を除く。)を受ける場合は、同法第七十六条第二項の規定を、保険医療機関等から評価療養又は選定療養を受ける場合にあっては同法第八十六条

の二第一項第二号の措置が採るべきものをいう。以下の条、次条及び第五十八条において同じ。)又は被災健保被扶養者を有する日雇特例被保険者に係る健康保険の保険給付については、同法第二百四十九条の規定にかかわらず、次

の表の上欄に掲げる規定は、それぞれ同表の下欄に掲げる被災日雇特例被保険者又は被災健保被扶養者を有する日雇特例被保険者に係る事項について準用する。

4 第五十三条の規定は、健康保険法第二百四十五条第六項において準用する同法第二百三十二条の規定により被災日雇特例被保険者又は被災健保被扶養者を有する日雇特例被保険者に係る特別

疗養についての費用の額の算定に關しては第五十条の規定を、前項に規定する生活療養についての費用の額の算定に關しては第五十一条の規定を、それぞれ準用する。

4 前条の規定は、健康保険法第二百十条第七項において準用する同法第八十七条の規定により被災健保被扶養者に係る家族療養費を支給する場合について準用する。

(健康保険の日雇特例被保険者に係る特例)

第五十五条被災日雇特例被保険者(日雇特例被保険者であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより療養の給付について健康保険法第二百四十九条において準用する同法第七十五条の二第一項第二号の措置が採られるべきものをいう。以下の条、次条及び第五十八条において同じ。)又は被災健保被扶養者を有する日雇特例被保険者に係る健康保険の保険給付については、同法第二百四十九条の規定にかかわらず、次

の表の上欄に掲げる規定は、それぞれ同表の下欄に掲げる被災日雇特例被保険者又は被災健保被扶養者を有する日雇特例被保険者に係る事項について準用する。

4 第五十三条の規定は、健康保険法第二百四十五条第六項において準用する同法第二百三十二条の規定により被災日雇特例被保険者又は被災健保被扶養者を有する日雇特例被保険者に係る特別

(健康保険の特別療養費の額の特例)

(健康保険の保険料の免除の特例)

第五十六条 健保保険者が、特例対象期間に被災健保被扶養者又は被災健保被扶養者が健康保険法第六十三条第三項第一号又は第二号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局から受けた療養(食事療養が含まれる療養に限る。)につき同法第二百四十五条第一項の規定により被災日雇特例被保険者又は被災健保被扶養者に係る日雇特例被保険者に対する特別療養費の額及び当該食事療養につき算定した費用の額の合算額とする。

2 健保保険者が、特例対象期間に被災日雇特例被保険者又は被災健保被扶養者に係る健康保険の被保険者に対する支給する家族療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該療養(食事療養を除く。)につき算定した費用の額及び当該生活療養につき算定した費用の額の合算額とする。

3 前二項に規定する療養についての費用の額の算定においては、保険医療機関等(健康保険法第六十三条第三項各号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下この項において同じ。)から療養評価療養及び選定療養を除く。)を受ける場合は、同法第七十六条第二項の規定を、保険医療機関等から評価療養又は選定療養を受ける場合にあっては同法第八十六条

の二第一項第二号の措置が採るべきものをいう。以下の条、次条及び第五十八条において同じ。)又は被災健保被扶養者を有する日雇特例被保険者に係る健康保険の保険給付については、同法第二百四十九条の規定にかかわらず、次

の表の上欄に掲げる規定は、それぞれ同表の下欄に掲げる被災日雇特例被保険者又は被災健保被扶養者を有する日雇特例被保険者に係る事項について準用する。

4 第五十三条の規定は、健康保険法第二百四十五条第六項において準用する同法第二百三十二条の規定により被災日雇特例被保険者又は被災健保被扶養者を有する日雇特例被保険者に係る特別

疗養についての費用の額の算定に關しては第五十条の規定を、前項に規定する生活療養についての費用の額の算定に關しては第五十一条の規定を、それぞれ準用する。

5 前条

第五十条	入院時食事療養費の額の特例
第五十一条	入院時生活療養費の額の特例
第五十二条	保険外併用療養費の額の特例
第五十三条	家族療養費の額の特例

十六条までの規定(以下この項において「一部負担金免除等規定」という。)が適用される場合においては、被災健保被保險者又は被災健保被扶養者に係る健康保険の被保險者に係る同法第百五十三条第一項に規定する療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費の支給に要する費用(療養の給付については、一部負担金に相当する額を控除するものとする。)の額並びに被災日雇特例被保險者又は被災健保被扶養者を有する日雇特例被保險者に係る同法第百五十四条第一項に規定する療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費及び特別療養費の支給に要する費用(療養の給付については、一部負担金に相当する額を控除するものとする。)の額は、一部負担金免除等規定の適用がないとしたならばこれら(保険給付に要することとなる費用の額(次項において「免除前給付費用額」という。)に相当する額とする。

（船員保険の標準報酬月額の改定の特例）

第五十九条 厚生労働大臣は、平成二十三年三月十一日において特定被災区域に住所又は主たる

した場合において、必要があると認めるときは、船員保険法第十八条第一項及び第二項の規定にかかわらず、その月に受けた報酬の額を報酬月額として、その著しく上昇した月から、船員保険の標準報酬月額を改定することができ

者又は受けるべき者について同条の規定を適用する場合においては、同項中「標準報酬日額」とあるのは、「標準報酬日額（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第 号）第五十九条第

第一項の規定による改定前の標準報酬月額(同条第一項の規定による改定前の標準報酬月額)と同条第二項の規定による改定後の標準報酬月額(いづれか高い標準報酬月額)の三十分の一に相当する額(その額に、五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。)をいう。」とする。

費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費及び特別療養費の支給に要する費用（療養の給付については、一部負担金に相当する額を控除するものとする。）の額は、一部負担金免除等規定の適用がないとしたならばこれらにおいて「免除前給付費用額」という。）に相当する額とする。

第一項及び第二項の規定にかかるわらず、その月に受けた報酬の額を報酬月額として、その著しく低下した月から、船員保険の標準報酬月額を改定することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により船員保険の標準報酬月額が改定された船員保険の被保険者の当該改定が行われた月の翌月から平成二十四年二月までのいずれかの月に受けた報酬の額が、その者のその月の船員保険の標準報酬月額の基礎となつた報酬月額に比べて、著しく上昇

成二十三年法律第一号)第五十九条第一項の規定による改定前の標準報酬月額(同条第二項の規定による改定が行われた場合には、同条第一項の規定による改定前の標準報酬月額との差)第二項の規定による改定後の標準報酬月額(いずれか高い標準報酬月額)」と、「をいう。以下同じ」とあるのは「をいう」とする。

4 改定船保険業者であつて、平成二十三年三月十一日において現に船員保険法第七十四条第一項に規定する出産手当金の支給を受けている一項に規定する出産手当金の支給を受けている

においては、同法第八十五条第二項第一号中「標準報酬日額」とあるのは、「標準報酬日額（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第5号）第五十九条第一項の規定による改定前の標準報酬月額（同条第二項の規定による改定が行われた場合には、同条第一項の規定による改定前の標準報酬月額と同条第三項の規定による改定後の標準報酬月額のいずれか高い標準報酬月額

平成二十三年五月二日 参議院会議録第十四号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案

二六

により当該被災船保被扶養者に係る船員保険の被保險者に対して支給する家族療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該療養生活療養を除く。)につき算定した費用の額及び当該生活療養につき算定した費用の額の合算額とする。

一項(同法附則第九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第三項及び第四項の規定により船員保険の被保険者及び当該被保険者を使用する船舶所有者が負担すべき保険料をいう。)の額を免除することができる。

らず、当該食事療養につき健康保険法第八十五条第二項の規定による厚生労働大臣の定める基準の例により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときには、当該現に食事療養に要した費用の額)とす

健康保険法第八十五条第二項の規定による厚生労働大臣の定める基準の例により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額)の合算額とする。

3 前二項に規定する療養についての費用の額の算定については、保険医療機関等(船員保険法第五十三条第六項各号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下この項において同じ。)から療養(評価療養及び選定療養を除く。)を受ける場合にあっては同法第五十八条第二項の規定を、保険医療機関等から評価療養又は選

二　当該船舶所有者の船舶に係る事業が東日本大震災による被害を受けたことにより、当該船舶所有者に使用される船員保険の被保険者に対する報酬の支払に著しい支障が生じていること。

第六十八条 国民健康保険の入院時生活療養費の額の特例

(国民健康保険の入院時生活療養費の額の特例)

期間間に被災国保被保険者が受けた生活療養(国民健康保険法第三十六条第二項第二号に規定する生活療養をいう。以下この条から第七十一条までにおいて同じ。)につき同法第五十二条の二第一項の規定により当該被災国保被保険者に対する

(これら)のうち生活療養が含まれていて
るものに限る)につき国民健康保険法第五十三条
第一項の規定により当該被災国保被保險者に對
して支給する保険外併用療養費の額は、同条第
二項の規定にかかわらず、同項第一号に規定す
る額及び当該生活療養につき健康保険法第八十

前条の規定は、船員保険法第七十六条第六項

において準用する同法第六十四条の規定により被災船保被扶養者に係る家族療養費を支給する場合について準用する。

第六十七条 国民健康保険の保険者が、特例対象期間に被災国保被保険者（国民健康保険の被保險者であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより療養の給付について国民健康保険

(国民健康保険の保険外併用療養費の額の特例第六十九条 国民健康保険の保険者が、特例対象期間に被災国保被保険者が受けた評価療養(国要した費用の額)とする。

第七十条 国民健康保険の保険者が、平成二十三年三月十一日から平成二十四年二月二十九日までの間に被災国保被保険者が受けた療養につき国民健康保険法第五十四条第一項若しくは第二

(船員保険の保険料の免除の特例)

第六十六条 厚生労働大臣は、次の各号のいずれにも該当する船舶所有者から申請があつた場合において、必要があると認めるときは、当該船舶所有者が第二号に該当するに至つた月から当該船舶所有者が同号に該当しなくなるに至つた月の前月（その月が平成二十四年三月以後であるときは、同年二月）までの期間に納付すべき船員保険の保険料（船員保険法第二十五条第一項第一号の規定によるもの）

法(昭和三十三年法律第百九十二号)第四十四條
第一項第二号の措置が採られるべきものをい
う。以下この条から第七十二条までにおいて同
じ。)が受けた食事療養(同法第三十六条第二項
第一号に規定する食事療養をいう。以下この条
及び第六十九条から第七十一条までにおいて同
じ。)につき同法第五十二条第一項の規定により
当該被災国保被保険者に対して支給する入院時
食事療養費の額は、同条第二項の規定にかかる

民健康保険法第三十六条第二項第三号に規定する評価療養をいう。次項において同じ。又は選定療養(同条第二項第四号に規定する選定療養をいう。次項において同じ。)これららの療養のうち食事療養が含まれているものに限る)につき同法第五十三条第一項の規定により当該被保険者に対する支給する保険外併用療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、同項第一号に規定する額及び当該食事療養につき

項又は第五十四条の三第三項若しくは第四項の規定により当該被災国保被保険者に対して支給する療養費の額は、同法第五十四条第三項(同法第五十四条の三第五項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)につき算定した費用の額及び当該食事療養又は生活療養につき算定した費用の額を基準として、国民健康保険の保険者が定める額とする。

2 前項の費用の額の算定については、療養の給付を受けるべき場合においては国民健康保険法第四十五条第二項の規定を、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合においては第六十七条の規定（第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以後に受けた食事療養については、同法第五十二条第二項の規定）を、入院時生活療養費の支給を受けるべき場合においては第六十八条の規定（第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以後に受けた生活療養については、同法第五十二条の二第三項の規定）を、保険外併用療養費の支給を受けるべき場合においては同法第五十三条第二項第一号の規定（前項に規定する療養に食事療養又は生活療養が含まれるときは、前条の規定（第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以後に受けた食事療養又は生活療養については、同法第五十二条第二項又は第五十二条の二第三項の規定）を、それぞれ準用する。ただし、その額は、現に療養に要した費用の額を超えることができない。

(国民健康保険の特別療養費の額の特例)

第七十一条 国民健康保険の保険者が、特例対象期間に被災国保被保険者が受けた特別療養費に係る療養（食事療養が含まれている療養に限る。）につき、国民健康保険法第五十四条の三第一項の規定により当該被災国保被保険者に対して支給する特別療養費の額は、同条第二項の規定にかかるわらず、第一号に規定する額及び第二号に規定する額の合算額とする。

一 当該療養（生活療養を除く。）につき、被保

險者証が交付されているならば療養の給付を受けることができる場合は健康保険法第七十六条第二項の規定による厚生労働大臣の定めの例により、被保険者証が交付されているならば保険外併用療養費の支給を受けることができる場合は同法第八十六条第二項第一号の規定による厚生労働大臣の定めの例により算定した費用の額（その額が現に要した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）に要した費用の額）

二 当該食事療養につき健康保険法第八十五条第二項の規定による厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）

(国民健康保険における国負担等の特例)

第七十二条 東日本大震災に際し国民健康保険法第四十四条第一項第二号及び第六十七条から前条までの規定（以下この項において「一部負担金免除等規定」という。）が適用される場合においては、被災国保被保険者に係る同法第七十条第一項に規定する療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに同号に規定する入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の支給に要する費用の額は、一部負担金免除等規定の適用がないとしたならばこれらの保険給付に要することとなる費用の額（次項において「免除前給付費用額」という。）に相当する額とする。

一 当該療養（生活療養を除く。）につき、被保険者証が交付されているならば療養の給付を受けることができる場合は健康保険法第七十六条第二項の規定による厚生労働大臣の定めの例により、被保険者証が交付されているならば保険外併用療養費の支給を受けることができる場合は同法第八十六条第二項第一号の規定による厚生労働大臣の定めの例により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）とする。

(後期高齢者医療の入院時生活療養費の額の特例)

第七十四条 後期高齢者医療広域連合が、特例対象期間に被災後期高齢者医療被保険者が受けた生活療養（高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第二項第二号に規定する生活療養をいう。）につき同法第七十五条第一項の規定により、当該被災後期高齢者医療被保険者に對して支給する入院時生活療養費の額は、同条第二項の規定による厚生労働大臣の定めの例により算定した費用の額（その額が現に当該療養につき同項の規

2 前項の費用の額の算定については、療養の給付を受けるべき場合においては国民健康保険法第四十五条第二項の規定を、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合においては第六十七条の規定（第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以後に受けた食事療養については、同法第五十二条第二項の規定）を、入院時生活療養費の支給を受けるべき場合においては第六十八条の規定（第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以後に受けた生活療養については、同法第五十二条の二第三項の規定）を、保険外併用療養費の支給を受けることができる場合は同法第八十六条第二項第一号の規定による厚生労働大臣の定めの例により算定した費用の額（その額が現に要した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）に要した費用の額）

した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）

二 当該生活療養による厚生労働大臣の定めの二第二項の規定による厚生労働大臣が定めた基準の例により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）

例)

第七十三条 後期高齢者医療広域連合が、特例対象期間に被災後期高齢者医療被保険者（後期高齢者医療の被保険者であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより療養の給付にて高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十年法律第八十号第六十九条第一項第二号の措置が採られるべきものをいう。以下この条から第七十八条までにおいて同じ。）が受けた食事療養（同法第六十四条第二項第一号に規定する

食事療養をいう。以下この条及び第七十五条から第七十七条までにおいて同じ。）につき同法第七十四条第一項の規定により当該被災後期高齢者医療被保険者に対する支給する入院時食事療養費を控除した額並びに同号に規定する入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の支給に要する費用の額は、一部負担金免除等規定の適用がないとしたならばこれらの保険給付に要することとなる費用の額（次項において「免除前給付費用額」という。）に相当する額とする。

（後期高齢者医療の入院時食事療養費の額の特例）

二 前項の場合において、国は、国民健康保険法第四十四条第一項第二号の措置を採る国民健康保険の保険者に対し、予算の範囲内において、当該被災国保被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給に要する費用の額から免除前給付費用額を控除した額を補助する。

費用の額)とする。

例

の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額)の合算額とする。

第七十六条 後期高齢者医療広域連合が、

評価療養(高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第二項第三号に規定する評価療養をいう。次項において同じ。)又は選定療養(同条第二項第四号に規定する選定療養をいう。次項において同じ。)(これらの療養のうち食事療養が含まれているものに限る。)につき同法第七十六条第一項の規定により当該被災後期高齢者医療被保険者に対して支給する保険外併用療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、同項第一号に規定する額及び当該食事療養につき同法第七十四条第二項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額)の合算額とする。

2 前項の費用の額の算定については、療養の給付を受けるべき場合においては高齢者の医療の確保に関する法律第七十一条第一項の療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準によりけた療養につき高齢者の医療の確保に関する法律第七十七条第一項若しくは第二項又は第八十三条第三項若しくは第四項の規定により当該被災後期高齢者医療被保険者に對して支給する療養費の額は、同法第七十七条第三項(同法第八十二条第五項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)につき算定した費用の額及び当該食事療養又は生活療養につき算定した費用の額を基準として、後期高齢者医療広域連合が定める額とする。

により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額)の合算額とする。

後期高齢者医療広域連合が、特例対象期間に被災後期高齢者医療被保険者が受けた評価療養又は選定療養(これららの療養のうち生活療養が含まれているものに限る。)につき高齢者の医療の確保に関する法律第七十六条第一項の規定による算定するものとし、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合には第七十三条の規定(第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以後に受けた食事療養については、同法第七十四条第二項の規定)を、入院時生活療養費の支給を受けるべき場合には第七十四条の規定(第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以後に受けた生活療養については、同法第七十五条第二項の規定)を、保険外併用療養費の額は、同項第一号に規定する額及び当該生活療養につき同法第七十五条第二項の規定にかかるわらず、同項第一号に規定する額

併用療養費の支給を受けるべき場合においては、同法第七十六条第二項第一号の規定（前項に規定する療養に食事療養又は生活療養が含まれるときは、前条の規定（第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以降に受けた食事療養又は生活療養については、同法第七十四条第二項又は第七十五条第二項の規定）を、それぞれ準用する。ただし、その額は、現に療養に要した費用の額を超えることができない。
(後期高齢者医療の特別療養費の額の特例)

第七十七条 後期高齢者医療広域連合が、特例対象期間に被災後期高齢者医療被保険者が受けた特別療養費に係る療養(食事療養が含まれていてる療養に限る。)につき高齢者の医療の確保に関する

する法律第八十二条第一項の規定により当該被災後期高齢者医療被保険者に対して支給する特別療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、第一号に規定する額及び第二号に規定する額の合算額とする。

当該療養(食事療養を除く)につき、被保険者が交付されているならば、療養の給付を受けられることがある。高齢者の医療の確保に関する法律第七十一条第一項の療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により、被保険者証が交付されているならば、保険外併用療養費の支給を受けることができる。

合は同法第七十六条第二項第一号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）

関する法律第七十四条第二項の厚生労働大臣

関する法律第七十四条第二項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額)

2 後期高齢者医療広域連合が、特例対象期間に被災後期高齢者医療被保険者が受けた特別療養費に係る療養(生活療養が含まれている療養に

限る)につき高齢者の医療の確保に関する法律第八十二条第一項の規定により当該被災期高齢者医療被保険者に対して支給する特別療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、第一号に規定する額及び第二号に規定する額の合算額とする。

一 当該療養（生活療養を除く。）につき、被保険者が交付されているならば療養の給付を受けることができる場合は高齢者の医療の確

保に関する法律第七十一条第一項の療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により、被保険者証が交付されているならば保険外併用療養費の支給を受けることができる場合は同法第七十六条第二項第一号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）

二 当該生活療養につき高齢者の医療の確保に関する法律第七十五条第二項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額)

(後期高齢者医療における国の負担等の特例)

第七十八条 東日本大震災に際し高齢者の医療の確保に関する法律第六十九条第一項第一号及び

第七十三条から前条までの規定(以下この項に

おいて「一部負担金免除等規定」という。)が適用

される場合においては、被災後期高齢者医療被

保険者に係る同法第九十三条第一項に規定する

療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに

同項に規定する入院時食事療養費、入院時生活

療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護

費及び特別療養費の支給に要する費用の額は、一部負担金免除等規定の適用がないとした

ならばこれらの給付に要することとなる費用の額(次項において「免除前給付費用額」という。)に相当する額とする。

2 前項の場合において、国は、高齢者の医療の

確保に関する法律第六十九条第一項第二号の措置を採る後期高齢者医療広域連合に対し、予算

の範囲内において、当該被災後期高齢者医療被

保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養

費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療

養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給に要する費用の額から免除前給付費用額を控除した額を補助する。

(労働者災害補償保険法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例)

第七十九条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三月間分からない場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、労

働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十

号)の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したも

のと推定する。

(中小企業退職金共済法の死亡に係る退職金の支給に関する規定の適用の特例)

第八十条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三月間分からない場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、中

小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第一百十号)の死亡に係る退職金の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

(労働保険の保険料の免除の特例)

第八十一条 政府は、次の各号のいずれにも該当する労働保険の適用事業(労働者災害補償保険法第三条第一項の適用事業又は雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第五条第一項の適用事業をいう。以下この条において同じ。)の事業主(労働者災害補償保険法第三十五条第一項

に規定する第三種特別加入保険料の額のうち免

第十二条第一項に規定する一般保険料に係る保

払う賃金の総額(その額に千円未満の端数があ

るときは、その端数は、切り捨てる。)に徴収法

第十三条に規定する第一種特別加入保険料の額のうち免除対象期間に係る部分として厚生労働省令で定められた額及び徴収法第十四条の二第一項

に規定する第三種特別加入保険料の額のうち免

第十二条第一項に規定する一般保険料に係る保

払う賃金の総額(その額に千円未満の端数があ

るときは、その端数は、切り捨てる。)に徴収法

第十三条に規定する第一種特別加入保険料の額のうち免除対象期間に係る部分として厚生労働省令で定められた額及び徴収法第十四条の二第一項

に規定する第三種特別加入保険料の額のうち免

第十二条第一項に規定する一般保険料に係る保

払う賃金の総額(その額に千円未満の端数があ

るときは、その端数は、切り捨てる。)に徴収法

するに至った月から当該労働保険の適用事業が同号に該当しなくなるに至った月の前月(その月が平成二十四年三月以後であるときは、同年二月)までの期間以下この項において「免除対象期間」という。)に当該労働保険の適用事業の事業主がその事業に使用する全ての労働者に支

払う賃金の総額(その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)に徴収法第十二条第一項に規定する一般保険料に係る保

險料率を乗じて得た額に相当する部分、徴収法

第十三条に規定する第一種特別加入保険料の額のうち免除対象期間に係る部分として厚生労働省令で定められた額及び徴収法第十四条の二第一項

に規定する第三種特別加入保険料の額のうち免

第十二条第一項に規定する一般保険料に係る保

払う賃金の総額(その額に千円未満の端数があ

るときは、その端数は、切り捨てる。)に徴収法

う。)の支払が困難であると認められる事情が生じていること。

2 政府は、徴収法第十四条第一項に規定する第

二種特別加入者(以下この条において「第二種特

別加入者」という。)が次の各号のいずれにも該

当し、かつ、当該第二種特別加入者(労

働者災害補償保険法第三十五条第一項の規定に

より当該第二種特別加入者に関して労働者災害

補償保険の適用を受けることにつき承認を受けた団体をいう。第四項において「第二種特別加

入者の団体」という。)から申請があった場合に

おいて、必要があると認めるときは、徴収法第

十五条第一項及び第二項並びに第十九条第三項

に該当するに至った月から同号に該当しなくな

るに至った月の前月(その月が平成二十四年三

月以後であるときは、同年二月)までの期間に

係る部分として厚生労働省令で定める額を免除

することができる。

一 平成二十三年三月十一日において特定被災区域に所在していたこと(事業の期間が予定された労働保険の適用事業にあっては、当該事業の事業主の事務所が特定被災区域に所在していたこと)。

二 当該労働保険の適用事業が東日本大震災によ

る被害を受けたことにより、当該労働保険の適用事業に使用される労働者に対する賃金の支払に著しい支障が生じていることその他の

徴収法第十条第二項に規定する労働保険料(以下この条において「第二種特別加入保険料」という。)、同項第四号に規定する印紙保

料及び同項第五号に規定する特例納付保険料を除く。第三項において「労働保険料」とい

う。)の支払が困難であると認められる事情が生じていること。

3 第一項の規定により労働保険料の額を免除さ

れた労働保険の適用事業の事業主は、平成二十

四年二月までの間ににおいて、当該適用事業が

同項第二号に該当しなくなるに至ったときは、そ

び次条において同じ。)が受ける同法第二十四条の二第一項に規定する障害児施設給付費(以下この条及び次条において「障害児施設給付費」という。)の支給について同法第二十四条の五の規定が適用される場合(特定被災地方公共団体その他東日本大震災による被害の状況その他の事情をしん酌して厚生労働大臣が定める都道府県、指定都市又は同法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市(以下この条及び次条において「都道府県等」という。)において、平成二十三年三月十一日から平成二十四年二月二十九日までの間において特定被災区域における災害救助法第二条に規定する救助の実施状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める日までの間(第八十七条において「国庫負担特例適用期間」という。)に児童福祉法第二十四条の五の規定が適用される場合であつて、同条の規定により読み替えられた同法第二十四条の二第二項の当該都道府県等が定めた割合が百分の百であるとき(以下この条においては、同法第五十三条の規定により当該施設給付決定保護者に係る障害児施設給付費の支給に要する費用に対して国が負担する額は、同法第二十四条の五の規定の適用がないとしたならば国が負担することとなる額に相当する額とする。)において、前項の場合において、国は、都道府県等に対し、予算の範囲内において、児童福祉法第二十四条の五の規定が適用された施設給付決定保護者に係る障害児施設給付費の支給に要する費用の額から同条の規定の適用がないとしたならば当該施設給付決定保護者に係る障害児施設給付費の額から同条の規定の適用がないとしたならば

費の支給に要する費用の額となる額を控除した

額を補助する。

(指定知的障害児施設等における食費及び居住費に関する補助)

第八十六条 都道府県等は、特例対象期間に当該

都道府県等の被災施設給付決定保護者（施設給付決定保護者）であつて、東日本大震災による被

害を受けたことにより障害児施設給付費の支給

について児童福祉法第二十四条の五の規定が適用される（同二〇〇〇年三月一九日付）。

用されたもの（同条の規定により読み替えられ
た同法第二十四条の二第二項の当該都道府県等

が定めた割合が百分の百であるものに限る。)を

いう。以下この項において同じ。)に係る障害児が、同法第二十四条の二第一項で規定する指定

が同法第二条四項の二第一項に規定する指定知的障害児施設等(以下この項において「指定知

的障害児施設等」という。)に入所し、当該指定

定施設支援を受けたときは、当該被災施設給付
知的障害児施設等から同条第一項に規定する指

決定保護者に対し、当該指定施設支援を行う指

定知的障害児施設等における食事の提供に要し
て費用及び居住に要した費用について、指定印

が費用及び居住に要した費用について、
指定知的障害児施設等における食事の提供及び居住に

要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大

臣が定める費用の額から当該被災施設給付決定保護者に対し支給する同法第二十四条の七第一

項に規定する特定入所障害児食費等給付費の額

(当該特定入所障害児食費等給付費が支給されない場合とは、零とする。)を空余()を預を支給

ない場合には零とする)を採用した値を支給する。

國は、都道府県等に対し、予算の範囲内にお

にて、前項の規定による支給に要する費用の額

平成二十三年五月一日 参議院会議録第十四号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案

(指定障害者支援施設等における食費及び居住費に関する補助)
第八十八条 市町村は、特例対象期間に当該市町村の被災支給決定障害者等(支給決定障害者等であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより介護給付費等の支給について障害者自立支援法第三十一条の規定が適用されたもの(同条の規定により読み替えられた同法第二十九条第三項の当該市町村が定めた割合が百分の百であるものに限る。)のうち、同法第三十四条第一項に規定する特定入所サービスに係る支給決定を受けたものに限る。以下この項において同じ。)が、同法第五条第十一項に規定する施設入所支援を受けたときは、当該被災支給決定障害者等に対し、当該施設入所支援を行う同法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等における食事の提供及び居住に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額から当該被災支給決定障害者等に対し支給する同項に規定する特定障害者特別給付費の額(当該特定障害者特別給付費が支給されない場合には、零とする。)及び同法第三十五条第一項に規定する特例特定障害者特別給付費の額(当該特例特定障害者特別給付費が支給されない場合には、零とする。)を控除した額を補助する。

の三第八項から第十項
第五十七条の二第一項
定は、第一項の規定に
る。この場合において
は、政令で定める。
委する費用に係る国の
による被害を受けた支
立支援法第五条第十
給決定障害者等をい
において同じ)が受け
規定する介護給付費等
いう。)の支給について
適用される場合(特定
村に限る。)その他東日
況その他の事情をしん
める市町村(特別区を
法第二十九条第三項の
が百分の百であるとき
法第九十四条第一項及
定により当該支給決定
費等の支給に要する費
県が負担する額は、同
用がないとしたならば
ることとなる額に相当
国は、市町村に対し、
障害者自立支援法第三
た支給決定障害者等に

3 児童福祉法第三十四条
まで、第二十四条の八、
及び第五十七条の五の規
による支給について準用す
て、必要な技術的読替え
(介護給付費等の支給に要
負担等の特例)
第八十七条 東日本大震災
給決定障害者等 障害者占
七項第二号に規定する支
う。以下この条及び次条
る同法第十九条第一項に
(以下「介護給付費等」とい
同法第三十一条の規定が
被災地方公共団体(市町村)
本大震災による被害の状況
酌して厚生労働大臣が定
めたもの)において、国庫負
担の規定が適用される場合
により読み替えられた同
当該市町村が定めた割合
に限る。)においては、同上
び第九十五条第一項の規
障害者等に係る介護給付費
用に対し国及び都道府
法第三十一条の規定の適
用及び都道府県が負担す
する額とする。
前項の場合において、一
予算の範囲内において、時
十一條の規定が適用され

び次条において同じ。)が受ける同法第二十四条の二第一項に規定する障害児施設給付費(以下この条及び次条において「障害児施設給付費」という。)の支給について同法第二十四条の五の規定が適用される場合(特定被災地方公共団体その他東日本大震災による被害の状況その他の事情をしん酌して厚生労働大臣が定める都道府県、指定都市又は同法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市(以下この条及び次条において「都道府県等」という。)において、平成二十三年三月十一日から平成二十四年二月二十九日までの間ににおいて特定被災区域における災害救助法第二条に規定する救助の実施状況その他的事情を勘案して厚生労働大臣が定める日までの間(第八十七条において「国庫負担特例適用期間」という。)に児童福祉法第二十四条の五の規定が適用される場合であつて、同条の規定により読み替えられた同法第二十四条の二第二項の当該都道府県等が定めた割合が百分の百であるときに限る。)においては、同法第五十三条の規定により当該施設給付決定保護者に係る障害児施設給付費の支給に要する費用に対し当該負担する額は、同法第二十四条の五の規定の適用がないとしたならば国が負担することとなる額に相当する額とする。

前項の場合において、国は、都道府県等に対し、予算の範囲内において、児童福祉法第二十四条の五の規定が適用された施設給付決定保護者に係る障害児施設給付費の支給に要する費用の額から同条の規定の適用がないとしたならば国が負担することとなる額に相当する額とする。

2 前項の場合において、国は、都道府県等に対し、予算の範囲内において、児童福祉法第二十四条の五の規定が適用された施設給付決定保護者に係る障害児施設給付費の支給に要する費用の額から同条の規定の適用がないとしたならば国が負担することとなる額に相当する額とする。

第八十六条 都道府県等は、特例対象期間に当該都道府県等の被災施設給付決定保護者施設給付決定保護者であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより障害児施設給付費の支給について児童福祉法第二十四条の五の規定が適用されたもの(同条の規定により読み替えられた同法第二十四条の二第二項の当該都道府県等が定めた割合が百分の百であるものに限る。)を用いた。以下この項において同じ。)に係る障害児施設が、同法第二十四条の二第一項に規定する指定知的障害児施設等(以下この項において「指定知的障害児施設等」という。)に入所し、当該指定知的障害児施設等から同条第一項に規定する指定施設支援を受けたときは、当該被災施設給付決定保護者に対し、当該指定施設支援を行う指定知的障害児施設等における食事の提供に要した費用及び居住に要した費用について、指定知的障害児施設等における食事の提供及び居住に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額から当該被災施設給付決定保護者に対し支給する同法第二十四条の七第一項に規定する特定入所障害児食費等給付費の額(当該特定入所障害児食費等給付費が支給されない場合には、零とする。)を控除した額を支給する。

2 国は、都道府県等に対し、予算の範囲内において、前項の規定による支給に要する費用の額

2 国は、市町村に対し、予算の範囲内において、前項の規定による支給に要する費用の額に相当する額を補助する。

3 障害者自立支援法第八条第一項、第十三条、第十四条並びに第二十九条第五項から第七項まで及び第九項の規定は、第一項の規定による支給について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

〔介護給付及び予防給付に要する費用に係る国(負担等の特例)〕

第八十九条 東日本大震災による被害を受けた介護保険の被保険者が受ける介護給付(介護保険法第十八条第一号に規定する介護給付をいう。以下この条及び次条において同じ。)又は予防給付(同法第十八条第二号に規定する予防給付をいう。以下この条及び次条において同じ。)につ

いて同法第五十条又は第六十条の規定が適用される場合(特定被災地方公共団体(市町村に限る。)その他東日本大震災による被害の状況その他事情をしん酌して厚生労働大臣が定める市町村(特別区を含む。以下この条から第九十二条までにおいて同じ。)において、平成二十三年三月十一日から平成二十四年二月二十九日までの間において特定被災区域における災害救助法第二条に規定する救助の実施状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める日までの間に介護保険法第五十条又は第六十条の規定が適用される場合であつて、これらの規定により読み替えられた同法第五十条各号に定める規定又は同法第六十条各号に定める規定により当該市町村が定めた割合が百分の百であるものに限る。)をいう。以下この条及び次条において同じ。〕が、同法第五十一条第一項に規定する特定介護サービスを受けたときは、当該被災介護保険被保険者に対する特例第一項に規定する指定居宅サービス事業者又は同法第四十二条の二第一項に規定する指定

十二条第二項、第一百二十三条第一項、第一百二十条第一項及び第一百二十五条第一項に規定する介護給付及び予防給付に要する費用の額のうち当該介護保険の被保険者に係る介護給付及び予防給付に要する費用の額は、同法第五十条又は第六十条の規定の適用がないとしたならば介護給付及び予防給付に要することとなる費用の額(次項において「免除前給付費用額」という。)に相当する額とする。

2 前項の場合において、国は、市町村に対し、予算の範囲内において、当該介護保険の被保険者に係る介護給付及び予防給付に要する費用の額から免除前給付費用額を控除した額を補助する。

〔介護保険施設等における食費及び居住費等に関する補助〕

第九十条 市町村は、特例対象期間に当該市町村の被災介護保険被保険者(介護保険の被保険者であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより介護給付又は予防給付について介護保険法第五十条又は第六十条の規定が適用されたもの(これららの規定により読み替えられた同法第五十条各号に定める規定又は同法第六十条各号に定める規定により当該市町村が定めた割合が百分の百であるものに限る。)をいう。以下この条及び次条において同じ。)が、同法第五十一条第一項に規定する特定介護サービス事業者における食費及び滞在費に関する補助)

第九十一条 市町村は、特例対象期間に当該市町村の被災介護保険被保険者が、介護保険法第六十一条の三第一項に規定する特定介護予防サービスを受けたときは、当該被災介護保険被保険者に対する特例第一項に規定する指定居宅サービス事業者又は同法第四十二条の二第一項に規定する指定居宅サービス事業者に係る食事の提供に要した費用及び滞在に要した費用について、同法第六十条の三第二項第一号に規定する食費の基準費

地域密着型サービス事業者における食事の提供に要した費用及び居住又は滞在に要した費用について、同法第五十一条の三第三項第一号に規定する食費の基準費用額及び同項第二号に規定する居住費の基準費用額の合計額から当該被災介護保険被保険者に対する特例第一項の規定により支給する特定入所者介護サービス費の額(当該特定入所者介護サービス費が支給されない場合は、零とする。)又は同法第六十一条の四第一項の規定により支給する特例特定入所者介護予防サービス費の額(当該特例特定入所者介護予防サービス費が支給されない場合には、零とする。)を控除した額を支給する。

2 国は、市町村に対し、予算の範囲内において、前項の規定による支給に要する費用の額に相当する額を補助する。

3 介護保険法第二十二条第一項、第二十五条、第二十六条並びに第五十一条の三第四項、第五项、第七項及び第九項の規定は、第一項の規定による支給について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

〔特定介護予防サービス事業者における食費及び滞在費に関する補助〕

第九十二条 市町村は、特例対象期間に当該市町村の介護保険法施行法(平成九年法律第百二十四号)第十三条第三項に規定する要介護旧措置入所者が、同項に規定する特定介護老人福祉施設において介護保険法第八条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は同法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービスを受けた場合であつて、東日本大震災による被害を受けたことによりこれらのサービスに必要な費用を負担することが困難であると認めたときは、当該要介護旧措置入所者に対し、当該特定介護老人福祉施設

用額及び同項第二号に規定する滞在費の基準費用の合計額から当該被災介護保険被保険者に対する特例第一項の規定により支給する特定入所者介護予防サービス費の額(当該特定入所者介護予防サービス費が支給されない場合には、零とする。)又は同法第六十一条の四第一項の規定により支給する特例特定入所者介護予防サービス費の額(当該特例特定入所者介護予防サービス費が支給されない場合には、零とする。)を控除した額を支給する。

2 国は、市町村に対し、予算の範囲内において、前項の規定による支給に要する費用の額に相当する額を補助する。

3 介護保険法第二十二条第一項、第二十五条、第二十六条並びに第六十一条の三第四項、第五项、第七項及び第九項の規定は、第一項の規定による支給について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

〔特定介護予防サービス事業者における食費及び滞在費に関する補助〕

第九十三条 市町村は、特例対象期間に当該市町村の被災介護保険被保険者が、介護保険法第六十一条の三第一項に規定する特定介護予防サービスを受けたときは、当該被災介護保険被保険者に対する特例第一項に規定する指定介護予防サービスを行つて、東日本大震災による被害を受けたことによりこれらのサービスに必要な費用を負担することが困難であると認めたときは、当該要介護旧措置入所者に対し、当該特定介護老人福祉施設

3 障害者自立支援法第八条第一項、第十三条、第十四条並びに第二十九条第五項から第七項まで及び第九項の規定は、第一項の規定による支給について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

〔介護給付及び予防給付に要する費用に係る国(負担等の特例)〕

第八十九条 東日本大震災による被害を受けた介護保険の被保険者が受ける介護給付(介護保険法第十八条第一号に規定する介護給付をいう。以下この条及び次条において同じ。)又は予防給付(同法第十八条第二号に規定する予防給付をいう。以下この条及び次条において同じ。)につ

いて同法第五十条又は第六十条の規定が適用される場合(特定被災地方公共団体(市町村に限る。)その他東日本大震災による被害の状況その他事情をしん酌して厚生労働大臣が定める市町村(特別区を含む。以下この条から第九十二条までにおいて同じ。)において、平成二十三年三月十一日から平成二十四年二月二十九日までの間において特定被災区域における災害救助法第二条に規定する救助の実施状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める日までの間に介護保険法第五十条又は第六十条の規定が適用される場合であつて、これらの規定により読み替えられた同法第五十条各号に定める規定又は同法第六十条各号に定める規定により当該市町村が定めた割合が百分の百であるものに限る。)をいう。以下この条及び次条において同じ。〕が、同法第五十一条第一項に規定する特定介護サービスを受けたときは、当該被災介護保険被保険者に対する特例第一項に規定する指定居宅サービス事業者又は同法第四十二条の二第一項に規定する指定居宅サービス事業者に係る食事の提供に要した費用及び滞在に要した費用について、同法第六十条の三第二項第一号に規定する食費の基準費

用額及び同項第二号に規定する滞在費の基準費用の合計額から当該被災介護保険被保険者に対する特例第一項の規定により支給する特定入所者介護予防サービス費の額(当該特定入所者介護予防サービス費が支給されない場合には、零とする。)又は同法第六十一条の四第一項の規定により支給する特例特定入所者介護予防サービス費の額(当該特例特定入所者介護予防サービス費が支給されない場合には、零とする。)を控除した額を支給する。

2 前項の場合において、国は、市町村に対し、

における食事の提供に要した費用及び居住に要した費用について、介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定基準費用額及び同項第二号に規定する居住費の特定基準費用額の合計額から当該要介護旧措置入所者に対し介護保険法第五十一条の三第一項の規定により支給する特定入所者介護サービス費の額(当該特定入所者介護サービス費が支給されない場合には、零とする。)を控除した額を支給する。

2 国は、市町村に対し、予算の範囲内において、前項の規定による支給に要する費用の額に相当する額を補助する。

3 介護保険法第二十二条第一項、第二十五条、第二十六条及び第五十一条の三第四項、第五项、第七項及び第九項の規定は、第一項の規定による支給について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の死亡に係る援護に関する規定の適用の特例)

第九十三条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三月間分からない場合はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からぬ場合には、戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律百二十七号)の死亡に係る援護に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

(厚生年金保険の標準報酬月額の改定の特例)

第九十四条 厚生労働大臣は、平成二十三年三月十一日において特定被災区域に所在した厚生年金保険の適用事業所(同日において特定被災区

域に住所又は主たる事務所若しくは仮住所を有していた厚生年金保険法(昭和二十九年法律百十五号)第六条第一項第三号に規定する船舶所有者(次条第一項第一号において単に「船舶所有者」という。)に係る同法第六条第一項第三号に規定する船舶を含む)の事業が東日本大震災による被害を受けたことにより、当該適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の同月から平成二十四年二月までのいずれかの月に受けた報酬(同法第三条第一項第三号に規定する報酬をいう。以下この条及び次条において同じ。)の額が、その者のその月の厚生年金保険の標準報酬月額の基礎となつた報酬月額に比べて、著しく低下した場合において、必要があると認めるときは、その月に受けた報酬の額を報酬月額として、その著しく低下した月から、厚生年金保険の標準報酬月額を改定することができる。

2

厚生労働大臣は、前項の規定により厚生年金保険の標準報酬月額が改定された厚生年金保険の被保険者の当該改定が行われた月の翌月から平成二十四年二月までのいずれかの月に受けた

報酬の額が、その者のその月の厚生年金保険の標準報酬月額の基礎となつた報酬月額に比べて、著しく上昇した場合において、必要があると認めるときは、その月に受けた報酬の額を報酬月額として、その著しく上昇した月から、厚生年金保険の標準報酬月額を改定することができる。

一 平成二十三年三月十一日において特定被災区域に所在していたこと(当該適用事業所が船舶であるときは、船舶所有者が同日において特定被災区域に住所又は主たる事務所若しくは仮住所を有していたこと。)。

二 当該適用事業所の事業が東日本大震災による被害を受けたことにより、当該適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者に対する報酬の支払に著しい支障が生じていること。

(厚生年金保険の標準報酬月額の改定の特例)

3 厚生年金保険法第二十三条第二項の規定は、前二項の規定により改定された厚生年金保険の標準報酬月額について準用する。

二 平成二十三年三月十一日前に厚生年金保

法附則第八条の規定による老齢厚生年金その他の政令で定める給付を受ける権利に係る裁定を受けたこと。

(厚生年金保険法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例)

第九十七条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三月間分からない場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、国民年金法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

(確定給付企業年金法の遺族給付金の支給に関する規定の適用の特例)

第九十八条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三月間分からない場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、死生存年金保険法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

(老齢基礎年金の裁定の特例)

第九十九条 厚生労働大臣は、平成二十三年三月一日から第九十六条に規定する厚生労働大臣が定める日までの間に六十五歳に達する者であつて次の各号のいずれにも該当するものに係る国民年金法(昭和三十四年法律第二百四十一号)第二十六条の規定による老齢基礎年金を受ける権利については、その権利を有する者の同法第十六条の請求がない場合であつても、必要があると認めるときは、同条の裁定を行うことができると。

一 第九十六条第一号に規定する厚生労働大臣が定める区域に住所を有すること。
二 平成二十三年三月十一日前に厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金その他の政令で定める給付を受ける権利に係る裁定を受けたこと。

(国民年金法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例)
第九十九条 平成二十三年三月十一日に発生した

東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三月間分からない場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、国民年金法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

号)第二十条第一項の規定により適用される児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第二十条第一項に規定する一般事業主のうち次の各号に掲げる者については、同条第二項の規定にかかるらず、当該各号に定める期間に納付すべき同条第一項に規定する拠出金の額(第二号に掲げる者については、第四十二条第一項第一号に規定する学校等に勤務する私学共済加入者の標準給与及び標準賞与に係る拠出金の額とする。)を免除するものとする。

一 第九十五条第一項の規定により厚生年金保険の保険料の額を免除された厚生年金保険の適用事業所の事業主 同項第二号に該当するに至つた月から同号に該当しなくなるに至つた月の前月(その月が平成二十三年十一月以後であるときは、同年十月)まで

二 第四十二条第一項の規定により掛金を免除された学校法人等 同項第二号に該当するに至つた月から同号に該当しなくなるに至つた月の前月(その月が平成二十三年十一月以後であるときは、同年十月)まで

三 第五百七条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による申請の受理及び処分並びに同条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理

四 第六十六条第一項の規定による申請の受理及び処分並びに同条第二項の規定による届出の受理

五 第九十四条第一項及び第二項(これらの規定による標準報酬月額の改定)

六 第九十五条第一項の規定による申請の受理及び処分並びに同条第二項の規定による届出の受理

ント」と、同法第十三条第一項中「受けたため」とあるのは「受けたことその他政令で定める事由により」とする。

2 前項の資金に係る都道府県が行う災害弔慰金及び国が行う同法第十二条第一項の貸付けについての同法第十二条第二項及び第十二条第三項の規定の適用については、同法第十二条第二項中「十一年」とあるのは「十四年」と、同法第十二条第二項中「十二年」とあるのは「十五年」と、「十一年」とあるのは「十四年」とする。

3 前項の資金に係る都道府県が行う災害弔慰金及び国が行う同法第十二条第一項の貸付けについての同法第十二条第二項及び第十二条第三項の規定の適用については、同法第十二条第二項中「十一年」とあるのは「十四年」とする。

4 前項の資金に係る都道府県が行う災害弔慰金及び国が行う同法第十二条第一項の貸付けについての同法第十二条第二項及び第十二条第三項の規定の適用については、同法第十二条第二項中「十一年」とあるのは「十四年」とする。

5 前項の資金に係る都道府県が行う災害弔慰金及び国が行う同法第十二条第一項の貸付けについての同法第十二条第二項及び第十二条第三項の規定の適用については、同法第十二条第二項中「十一年」とあるのは「十四年」とする。

6 前項の資金に係る都道府県が行う災害弔慰金及び国が行う同法第十二条第一項の貸付けについての同法第十二条第二項及び第十二条第三項の規定の適用については、同法第十二条第二項中「十一年」とあるのは「十四年」とする。

い被害を受けた者で前項の政令で定めるものが東日本大震災の後同項の政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同条第二項の規定の適用については、同項中「三十五年」とあるのは「三十八年」と、「十五年」とあるのは「十八年」とする。

3 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第五条第三項に規定する貸付金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で第一項の政令で定めるものが東日本大震災の後同項の政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同条第三項の規定の適用については、同項中「三十五年」とあるのは「三十八年」とする。

4 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第九条に規定する資金で、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同条第三項の規定の適用については、同項中「三十五年」とあるのは「三十八年」と、「二十五年」とあるのは「二十八年」とする。

5 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第九条に規定する資金で、東日本大震災により著しい被害を受けた者で第一項の政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同条第三項の規定の適用については、同項中「三十五年」とあるのは「三十八年」と、「二十五年」とあるのは「二十八年」とする。

(農業経営基盤強化促進法の特例)

第六百一十七条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)附則第八項に規定する資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定める日までに貸付けを受けるものについては、同条中「十二年」とあるのは、「十五年」とする。

<p>2 前項の資金に係る政府が行う利子補給についての農業経営基盤強化促進法附則第九項の規定の適用については、同項中「二十七年度」とあるのは、「三十年度」とする。</p> <p>(青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の特例)</p> <p>第百八十八条 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成七年法律第二号)第二条第二項に規定する就農支援資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同条の規定の適用については、同条中「十五年」とあるのは、「十八年」とする。</p> <p>(林業労働力の確保の促進に関する法律の特例)</p> <p>第百十九条 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)第七条に規定する資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同条の規定の適用については、同条中「二十五年」とあるのは、「二十八年」と、「三年」とあるのは「六年」と、「三十年」とあるのは「二十三年」と、「十五年」とあるのは「十八年」と、「八年」とあるのは「十一年」とする。</p> <p>(持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律の特例)</p> <p>第二百二十条 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成十一年法律第二百十号)第六条に規定する資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同法第七条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「十二年」とあるのは「十五年」と、「三年」とあるのは「六年」と、「五年」とあるのは「八年」と、「八年」とあるのは「十一年」とする。</p> <p>2 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第二十条に規定する資金で、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定める日までに貸付けを受けるものについては、同条中「十二年」とあるのは、「十五年」と、「三年(特定地域資金)」があつて、「五年」とあるのは「六年」とする。</p> <p>(株式会社日本政策金融公庫法の特例)</p> <p>第二百二十二条 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十一年法律第三十八号)第十一條第二項に規定する資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同条の規定の適用については、同条中「五年」とあるのは、「八年」とする。</p> <p>(中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律の特例)</p> <p>第二百二十三条 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十一年法律第三十八号)第十一條第二項に規定する資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同法別表第四及び別表第五の規定の適用については、同法別表第四中「二十五年」とあるのは「二十八年」と、「十年」とあるのは「十三年」と、「二十年」とあるのは「二十三年」と、「三十年」とあるのは「六年」と、「三十五年」とあるのは「八年」とする。</p>

号) 第百二十八条第一項に規定する東日本大震災復興緊急保証」という。) に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ、同法第三条の二第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「東日本大震災復興緊急保証による保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、同条第三項中「当該借入金の額のうち」とあるのは「東日本大震災復興緊急保証及びその他の保証」とに、それぞれ当該借入金の額のうち」と、「当該債務者」とあるのは「東日本大震災復興緊急保証及びその他の保証」とに、当該債務者と、同法第三条の三第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「東日本大震災復興緊急保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、同条第二項中「当該保証をした」とあるのは「東日本大震災復興緊急保証及びその他の保証」とに、それぞれ当該保証をした」と、「当該債務者」とあるのは「東日本大震災復興緊急保証及びその他の保証」とに、当該債務者とす
る。

域内に事業所を有する取引の相手方たる事業者との取引の数量の減少その他経済産業大臣が定める事由が生じてゐるためその經營の安定に支障が生じてゐることについてその住所地を管轄する市町村長又は特別区長の認定を受けたもの

三 中小企業等協同組合その他の主として中小規模の事業者を直接又は間接の構成員とする団体であつて、その直接又は間接の構成員のうちに前二号に掲げる者を含むもの

東日本大震災復興緊急保証を受けた中小企業者一人についての普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて政令で指定するものの保険金額の合計額の限度額は、政令で定める。

普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、東日本大震災復興緊急保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、同法第三条の二第二項中四項において準用する場合を含む)及び第五条の七十(無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、「百分の八十」とあるのは、「百分の九十」とする。

(小規模企業者等設備導入資金助成法の特例)
第一百二十九条 政令で定める都道府県は、小規模企業者等設備導入資金助成法(昭和三十一年法律第百五十五号)第三条第一項に規定する小規模企業者等設備導入資金貸付事業に係る貸付金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者が平成二十三年三月十一日以後に受けける同法第二条第五項に規定する設備資金貸付事業に係る資金の貸付け又は同条第六項に規定する設備貸与事業に係る設備の譲渡し若しくは貸付け若しくはプログラム使用権の提供に係るものについては、同法第五条第一項の規定にかかるわらず、その償還期間を十年を超えない範囲内で政令で定める期間とすることができます。
前項の規定によりその償還期間が同項の政令で定める期間とされた小規模企業者等設備導入資金助成法第二条第四項に規定する貸与機関は、同法第五条第一項及び第三項の規定にかかわらず、当該資金の貸付けの償還期間又は当該設備の譲渡し若しくは貸付け若しくはプログラム使用権の提供に係る対価の支払期間について、九年を超えない範囲内で政令で定める期間とすることができます。
(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う工場整備事業等)

（東日本大震災により著しい被害を受けた事業者をいう。以下この条から第百三十二条までにおいて同じ。）の事業活動の活性化のための基盤を整備するため、特定地域において、工場、事業場又は工場若しくは事業場の利用者の利便に供する施設の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡の業務を行う。

2 機構は、前項の業務のほか、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第二百四十七号）第五十条第一項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、特定事業者の事業活動の活性化のための基盤を整備するため、次に掲げる業務を行なうことができる。

一 特定地域における工場又は事業場の整備並びに当該工場又は当該事業場の賃貸その他の管理及び譲渡

二 前項の規定により機構が行う工場又は事業場の整備と併せて整備されるべき公共の用に供する施設及び当該工場又は当該事業場の利用者の利便に供する施設の整備並びに当該施設の賃貸その他の管理及び譲渡

三 前二号の業務に関連する技術的援助

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の特例）

第百三十一条 機構は、政令で定める日までの間、独立行政法人中小企業基盤整備機構法附則第五条第一項第一号から第三号まで及び同条第二項の規定により管理を行っている工場用地、産業業務施設用地又は業務用地について、特定地域における特定事業者の事業の用に供するた

めに管理及び譲渡の業務を行うことができる。

2 機構は、前項の業務を行おうとする場合において、当該工場用地が独立行政法人中小企業基盤整備機構法附則第五条第二項の規定による委託に係るものであるときは、あらかじめ、その委託をしている者の同意を得なければならぬ。

百三十二条 機構は、政令で定める日までの間、独立行政法人中小企業基盤整備機構法附則第八条の四第一項の規定により管理を行つてゐる工場若しくは事業場又は工場用地若しくは業務用地について、特定地域における特定事業者の事業の用に供するため管理及び譲渡の業務を行うことができる。

(株式会社商工組合中央金庫法の特例)

百三十三条 東日本大震災による被害に対処するため株式会社商工組合中央金庫が行う危機対応業務の円滑な実施のために行われる出資に

ついては、株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)附則第一条の二第二項中「平成二十三年度末」とあるのは「平成二十六年度末」として、同項の規定を適用する。
(適用)

百三十四条 第百二十八条及び第百二十九条の規定は、平成二十三年三月十一日から適用する。

第十章 国土交通省関係

(特定用途港湾施設の災害復旧事業に係る資金の貸付け)

第一百三十五条 港湾法(昭和二十五年法律第二百

十八号)第五十五条の七第一項の規定により仙台塙釜港における特定用途港湾施設の建設又は改良に係る資金につき港湾管理者から貸付けを受けた者が管理する当該貸付けに係る特定用途

港湾施設のうち政令で定める施設であつて東日本大震災による被害を受けたものの災害復旧事業(災害にかかる施設を原形に復旧すること

(原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設をすることを含む。)を目的とする事業及び災害にかかる施設を原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合においてこれに代わるべき必要な施設をすることを目的とする事業を行うこと)に要する費用については、当該費用を特定用途港湾施設の建設又は改良に要する費用とみなして、同項及び同条第三項から第五項までの規定を適用する。

(空港の災害復旧工事の費用の負担の特例)

百三十六条 国土交通大臣がその設置し、及び管理する空港法(昭和三十一年法律第八十号)第四条第一項第五号に掲げる空港であつて特定被災地方公共団体である県(次条において「特定県」という。)に存するものにおいて、同法第六条第一項に規定する滑走路等又は同項に規定する空港用地であつて東日本大震災による被害を受けたものの同法第九条第一項に規定する灾害復旧工事を施行する場合における同項の規定の

適用については、同項中「百分の八十」とあるのは「百分の八十五」と、「百分の二十」とあるのは「百分の十五」とする。

(指定空港機能施設事業者の災害復旧工事に係る資金の貸付け)
百三十七条 国は、特定県が、当該特定県に存する空港法第四条第一項第五号に掲げる空港において航空旅客の取扱施設を管理する事業を行ふ同法第十五条第三項に規定する指定空港機能施設事業者で国土交通大臣が政令で定める基準に適合すると認める者に対し、東日本大震災による被害を受けた当該航空旅客の取扱施設(当該空港を利用する者の利便に資するものとして政令で定める施設であつて、当該指定空港機能施設事業者が管理するものを含む。)の同法第九条第一項に規定する災害復旧工事に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合において、その貸付けの条件が次項の規定によるほか第四項の政令で定める基準に適合しているときは、その貸付金に充てるため、その貸付金額の範囲内で政令で定める金額を無利子で当該特定県に貸し付けることができる。

2 特定県は、前項の国の貸付けに係る貸付けをしようとする場合においては、政令で定めるところにより、その貸付けを受ける者が、その貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき、その他貸付けの条件に違反したときに、当該貸付けを受ける者から加算金を徴収することができる旨をその貸付けの条件に定めるものとする。

3 特定県は、前項の規定により貸付けの条件に定めたところにより加算金を徴収したときは、その徴収した加算金の全部又は一部に相当する

金額を、政令で定めるところにより、国に納付するものとする。

4 前二項に定めるもののほか、第一項の国の貸付け及び同項の国の貸付けに係る特定県の貸付金に関する償還方法、償還期限の繰上げ及び延長、延滞金の徴収その他必要な貸付けの条件の基準については、政令で定める。

(独立行政法人住宅金融支援機構の行う融資)

百三十八条 独立行政法人住宅金融支援機構は、独立行政法人住宅金融支援機構法(平成十七年法律第八十二号)第十三条第一項に規定する業務のほか、東日本大震災により、人の居住の用に供する部分からなる建築物又は主として人の居住の用に供する建築物又は他の被害が生じた場合において、当該土地の補修に必要な資金を貸し付けることができる。

第十一章 環境省関係

(災害廃棄物の処理に関する補助)

百三十九条 国は、特定被災地方公共団体である市町村に対し、東日本大震災により特に必要なとなった廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第一項に規定する廃棄物をいう。)の処理を行ふために要する費用について、同法第二十二条の規定にかかわらず、予算の範囲内において、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額を補助する。

一 東日本大震災により特に必要となつた廃棄物の処理を行うために要する費用の総額(以

下この条において「処理費総額」という。)が、平成二十三年度における当該市町村の標準税収入(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第二条第四項に規定する標準税収入をいう。次号において同じ。)の百分の十に相当する額以下の場合 処理費総額の百分の五十に相当する額

二 処理費総額が平成二十三年度における当該市町村の標準税収入の百分の十に相当する額を超える場合 イからハまでに掲げる額の合計額

イ 処理費総額のうち平成二十三年度における当該市町村の標準税収入の百分の十の部分の額の五十に相当する額

ロ 処理費総額のうち平成二十三年度における当該市町村の標準税収入の百分の八

十に相当する額

ハ 処理費総額のうち平成二十三年度におけ

る当該市町村の標準税収入の百分の二十を超

える当該市町村の標準税収入の百分の八

十に相当する額

(公害健康被害の補償等に関する法律の死亡に

係る給付の支給に関する規定の適用の特例)

第一百四十二条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三月間分からない場合には、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第百十一号)の死亡に係る給付の支給に

関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

第十二章 防衛省関係

(防衛省の職員の給与等に関する法律の適用の特例)

三百一十日に死亡したものと推定された防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)第一条に規定する職員に対する同法の給与に係る規定の適用については、

同日に、当該職員は、死亡したものと推定す

る。

ための特別の財政援助及び助成に関する法

八 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第百三十条第二項の規定による特定の地

八 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第百三十一条第一項の業務

(株式会社日本政策投資銀行法の一部改正)
第九条 株式会社日本政策投資銀行法の一部を次のように改正する。

二条の四第二項」を「この法律による改正後の株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の四第一項」に改める。

援助等を行ふこと

第十五条第四項中「第二項第七号」を「第二項第八号」に改め、同条第五項中「及び第一項第十一号」を「並びに第一項第十一号及び第十三号」に改める。

附則第十七条の四第二項中「地域商業集中開拓法附則第十五第一項の業務」の下に「及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第三十二条の業務」を加え
る。

第十七条第一項第八号中「第十五条第二項第七号」を「第十五条第二項第八号」に改め、同条第二項中「第十五条第一項第十三号及び第十四号」を「第十五条第一項第十四号及び第十五号」に、「同条第一項第十五号」を「同条第一項第十
六号」に改める。

附則第十四条の表第十八条第一項第一号の項
中「第十二号」を「第十三号まで」に改め、同表第
二十二条第一項の項中「第十四号」を「第十五号」
に改める。

(独立行政法人住宅金融支援機構法の一部改正)
第六条 独立行政法人住宅金融支援機構法の一部
を次のように改正する。

假 (号 外)

三号」を「第十五条第一項第十四号」に、「同項第十五号」を「同項第十六号」に、「同条第二項第五号」を「同条第二項第八号」に改め、同項第五号を「同条第二項第十五号」に、「同項第十五号」を「同項第十六号」に改める。

第二十二条第一項中「第十四号」を「第十五号」に改める。

附則第五条第一項第五号に次のように加え

第七条 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成十八年法律第二百四十七条号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「平成二十四年四月一日」を「平成二十七年四月一日」に改める。

(株式会社商工組合中央金庫法の一部改正)

第八条 株式会社商工組合中央金庫法の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「平成二十四年四月一日」を「平成二十七年四月一日」に改める。

第四十八条第一項第二号中「第五条第五項」を「第五条第六項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「同条第十項」を「同条第十一項」に、「同条第十六項」を「同条第十七項」に改め、同条第三項第三号中「第五条第五項」を「第五条第六項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「同条第十項」を「同条

第十一項に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に、「同条第十七項」を「同条第十八項」に改める。
同条第五項第二号中「第五条第五項」を「第五条第六項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に、「同条第十六項」を「同条第十七項」に改め、同条第五項第二号中「第五条第五項」を「第五条第六項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「同条第十項」を「同条第十一項」に、「同条第十六項」を「同条第十七項」に改める。
第八十五条第一項及び第八十六条第一項中「定めた割合が百分の百」を「定める額が零」に改める。
第八十七条第一項中「第五条第十七項第二号」を「第五条第十八項第二号」に、「定めた割合が百分の百」を「定める額が零」に改める。
第八十八条第一項中「定めた割合が百分の百」を「定める額が零」に、「特定入所サービス」を「特定入所等サービス」に、「第五条第十一項」を「第五条第十二項」に改め、同条第三項中「第二十九条第五項から第七項まで及び第九項」を「第二十九条第四項から第六項まで及び第八項」に改める。
附則第二条中「第五条第十七項第二号」を「第五条第十八項第二号」に改める。
第七十四条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を次のように改正する。
第四十八条第一項第二号中「同条第八項に規定する児童デイサービス」を削り、「同条第九項」を「同条第八項」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に、「同条第十七項」を「同条第十八項」に改める。

第十六項に改め、同条第三項第三号中「同条第八項に規定する児童デイサービス」を削り、「同条第九項」を同条第八項に、「同条第十一項」を「同条第十項」に、「同条第十五項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に、「同条第十七項」を「同条第十五項」に改め、同条第五項第二号中「同条第八項に規定する児童デイサービス」を削り、「同条第九項」を「同条第八項」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に、「同条第十七項」を「同条第十六項」に改める。

(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律)の一部改正に伴う経過措置)

第七十五条 障害者自立支援法第七十九条第一項及び第二項の規定により設置された障害福祉サービス(第三条の規定による改正前の同法第五条第八項に規定する児童デイサービスに限る)の事業の用に供する施設であつて、附則第二十二条第一項の規定により第五条の規定による改正後の児童福祉法(以下「新児童福祉法」という)第六条の二第二項に規定する児童発達支援及び同条第四項に規定する放課後等デイサービスに係る新児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされた者の設置するものについては、前条の規定による改正前の東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第四十八条の規定は、なおその効力を有する。

(調整規定)
第十三条 この法律の施行の日が地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第一号)の施行の日前である場合には、前条のうち、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律附則第一条第三号の改正規定中「第七十三条」とあるのは「第七十四条」と、同法附則に三条を加える改正規定中「第七十三条」とあるのは「第七十四条」と、「第七十四条」とあるのは「第七十五条」と、「第七十五条」とあるのは「第七十六条」とする。

(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第^二号)の一部を次のように改正する。)

第四十八条第一項第一号中「第一百五十五条第二項」を「第一百五十五条第三項」に改め、同条第二項中「第八条第二十五项」を「第八条第二十七項」に改め、同条第三項第一号中「第一百五十五条第四十五条第三項」を「第一百五十五条四十六第三項」に改め、同条第五项第一号中「第一百五十五条第四十五第二項」を「第一百五十五条四十六第二項」に改める。

(総合特別区域法の一部改正)

第十五条 総合特別区域法の一部を次のように改正する。

附則第六条を次のように改める。

(印紙税法の一部改正)

第六条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「第十四号並びに第十五号」を「並びに第十四号から第十六号まで」に改める。

附則第九条を次のように改める。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正)

第九条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第二百四十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中第十七号を第十八号とし、第十四号から第十六号までを一号ずつ繰り下げる。

審査報告書

東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るために特別措置に関する法律案右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十三年五月二日

参議院議長 西岡 武夫殿

財政金融委員長 藤田 幸久

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、平成二十三年度において、東日本大震災に対処するために必要な財源を確保するため、財政投融資特別会計・財政融資資金勘定から的一般会計への繰入れの特例に関する措置及び外國為替資金特別会計からの一般会計への繰入れの特別措置並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の国庫納付金の納付の特例等に関する措置を定めるものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に伴い、平成二十三年度一般会計予算の歳入において、財政投融資特別会計財政融資資金勘定からの一般会計への繰入れの特例措置に係る金額として一兆五百八十八億円、外國為替資金特別会計からの一般会計への繰入れの特例措置に係る金額として二千三百八億五千八百九十六万千円、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の国庫納付金の納付の特例措置に係る金額として一兆二千億円がそれぞれ計上されている。また、平成二十三年度一般会

計補正予算(第1号)の歳入において、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の国庫納付金の納付の特例措置に係る金額として二千五百億円が計上されている。

法人日本高速道路保有・債務返済機構の国庫納付金の納付の特例措置に係る金額として二千五百億円が計上されている。

附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 東日本大震災の被災地域が一刻も早く復興するよう、道路、鉄道等の交通ネットワークの速やかな復旧・復興など、対応に万全を期すこと。

一 平成二十三年度第一次補正予算における財源措置として活用した年金臨時財源については、

平成二十三年度第二次補正予算の編成に際して見直しも含めた検討を行うこと。

一 子ども手当、高速道路無料化及び農家戸別所得補償等の歳出策の在り方については、平成二十三年度第二次補正予算の編成に向けて、早急に見直しの検討を進めること。

一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの国庫納付については、臨時異例の措置とともに、JR三島貨物会社への支援や北陸新幹線の債務償還等を確実に実施すること。

右決議する。

東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るために特別措置に関する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十三年四月三十日

衆議院議長 横路 孝弘

参議院議長 西岡 武夫殿

東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るために特別措置に関する法律案

の確保を図るために必要な財源の確保を図るために特別措置に関する法律案

八条第一項の積立金から同勘定の歳入に繰り入れるものとする。

3 前項に規定する繰入金に相当する金額は、特別会計に関する法律第五十六条第一項の繰越利益の額から減額して整理するものとする。

(外國為替資金特別会計からの一般会計への繰入れ)

政府は、平成二十三年度において、特別会計に関する法律第八条第二項の規定による外國為替資金特別会計からの一般会計への繰入れをするほか、同特別会計から、二千三百八億五千八百九十六万千円を限り、一般会計の繰入れをする。

2 前項の規定による繰入金は、外國為替資金特別会計の歳出とする。

(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の国庫納付金の納付の特例)

本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第百三十六号。次項において「債務処理法」という。)第二十七条第三項の規定にかかる債務処理法

定にかかるわらず、同条第一項に規定する特別の勘定において同条第三項の規定によりこの法律の施行の日を含む中期目標の期間における積立金として整理された金額のうち一兆二千億円

(次項において「鉄運機構の特別国庫納付金額」という。)を平成二十四年三月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

2 鉄運機構の特別国庫納付金額は、債務処理法第二十七条第三項の規定による積立金の額から減額して整理するものとする。

(独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の国庫納付金の納付の特例等)

第五条 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下この条において「高速道路機構」という。)は、平成二十三事業年度については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成十六年法律第二百四号。第三項において「高速道路機構法」という。)第二十二条第二項の規定にかかわらず、同条第一項に規定する高速道路勘定から、二千五百億円(以下この条において「高速道路機構の特別国庫納付金額」という。)を平成二十四年三月三十日までに国庫に納付しなければならない。

2 高速道路機構及び高速道路株式会社法(平成

十六年法律第九十九号)第一条に規定する会社

は、高速道路機構が前項の規定により高速道路機構の特別国庫納付金額の納付を行うために必

要な限度において、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和三十三年法

律第三十四号)第四条第一項に規定する同意計画を変更しなければならない。

3 第一項の規定により高速道路機構が行う高速

道路機構の特別国庫納付金額の納付(納付のた

めの借入れに係る債務の返済を含む。)について

は、高速道路機構法第十二条第一項第二号に掲げる業務とみなして高速道路機構法の規定(これに基づく命令を含む。)を適用する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

第二条 道路整備事業に係る国の財政上の特別措

置に関する法律の一部を次のように改正する。

第四条第二項第三号を次のように改める。

三 前項の規定により一般会計に承継された

機構債務に関する事項及び東日本大震災に

対処するために必要な財源の確保を図るた

めの特別措置に関する法律(平成二十三年

法律第 二号)第五条第一項に規定する

高速道路機構の特別国庫納付金額(第四項

において単に「特別国庫納付金額」という。)

に関する事項

第四条第四項第三号を次のように改める。

三 当該計画の実施による第二項第二号に規

定する高速道路貸付料の額の減額の額が、

第一項の措置による機構債務の負担の軽減

額から特別国庫納付金額の納付による機構

の負担の増加額を減じた額に見合う額とな

るものであると認められること。

第一項の措置による機構債務の負担の軽減

額から特別国庫納付金額の納付による機構

の負担の増加額を減じた額に見合う額とな

るものであると認められること。

軽減等を図るために必要な財源の確保を図るために特別措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認められる。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一 費用

本法施行のため、平成二十三年度一般会計補

正予算(第1号)(農林水産省所管)において、土

地改良施設等の応急対策を実施するとともに、土

除塩事業及び農地等の災害復旧を市町村に代

わつて国等が行う仕組みを創設する農地・農業

用施設災害復旧等事業について六百八十九億円

が計上されている。

附帯決議

東日本大震災により、農林水産業及び農山漁村

は未曾有の大被害を受けている。一日も早い復興

のために全力を尽くすことが喫緊の課題である。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故に係る

放射性物質の被害除去については、東京電力と国

が責任をもつて対応する必要がある。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項

の実現に努めるべきである。

一 被災地域の復旧・復興に当たつては、我が国

農林漁業における食料基地としての重要性に鑑

み、復旧・復興へのマスター・プランと工程表を

示し、スピード感をもつて対応すること。特

に、本法に基づく措置と他の復興再生措置との

一体的推進を図り、万全な農林漁業経営対策を

講ずること。

二 除塩事業の円滑かつ効果的な実施を図るた

め、除塩に関する技術の開発・普及に努めるこ

と。また、今般の津波による海水の浸入のため

に農用地が受けた塩害を除去するために行う除

塩事業を土地改良事業とみなすこととしている特例措置について、恒久措置とすることを検討すること。さらに、その実施に当たつては、農業者の意欲に鑑み、地域の実態に応じた柔軟な事業開始が可能となるようにすること。

三 東日本大震災に對処するための農地・農業用

施設の災害復旧事業については、数年にわたる展開が必要な場合も予想されることから、国と

地方公共団体が連携して、必要な予算等の措置を講ずるとともに、農業者の負担が生じないよ

うにすること。また、油、汚泥等の除去、車等のがれきの排除が早急に進むよう、関係省庁の

枠を超えた一体的な取組を進めるとともに、事業実施に当たつては、被災者の雇用を優先する

こと。

四 土地改良事業の同意徵集手続の特例の運用に

ついては、地域の意向を十分に踏まえて行うこと。

五 除塩を始めとする農地・農業用施設の災害復

旧に係る工事期間中、休業状態となる農業者の

生活・経営の再建に向けた支援策を講ずること。

六 被災により償還が困難となつた土地改良事業

負担金について、支払猶予、無利子化措置を講ずること。

七 土地改良事業を円滑に実施し、土地改良施設

の適切な維持管理を図るため、組合員が被災し

たため経常賦課金の徴収が困難となつた土地改

良区や賦課台帳を逸失する等事務所機能に損傷

を受けている土地改良区等に対して支援を行うこと。

右決議する。

東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十三年四月三十日

参議院議長 西岡 武夫殿

衆議院議長 横路 孝弘

東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律案

特例に関する法律案

東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律案

(趣旨)

第一条 この法律は、東日本大震災に対処するため、国又は都道府県が行う土地改良事業等について、土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)の特例を定めるものとする。(定義)

第二条 この法律において「除塩」とは、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震の津波(以下単に「津波」という。)による海水の浸入のために農用地(土地改良法第二条第一項に規定する農用地をいう。以下同じ。)が受けた塩害を除去するために行う事業をいう。

2 この法律において「特定災害復旧事業」とは、津波による災害に対処するために行う土地改良法第二条第二項第五号に掲げる土地改良事業をいう。

3 この法律において「復旧関連事業」とは、特定災害復旧事業と併せて行う土地改良法第二条第二項第一号に掲げる土地改良事業(土地改良施

設(同号に規定する土地改良施設をいう。第五条第三号において同じ。)の変更に係るものに限る。)又は同項第二号若しくは第七号に掲げる土地改良事業をいう。

(除塩に関する特例)

第三条 除塩については、土地改良法第二条第二項第五号に掲げる土地改良事業とみなして、同

法及びこの法律の規定を適用する。

(国又は都道府県が行う土地改良事業に関する特例)

第四条 国又は都道府県は、特定災害復旧事業を行ふ場合において、必要があると認めるときは、復旧関連事業を行うことができる。

2 前項の規定により行ふ復旧関連事業は、土地改良法第八十七条の二第一項の規定により行うことができる同項第二号に掲げる土地改良事業とみなす。この場合において、同条第四項及び第十項の規定の適用については、同条第四項中「施設更新事業(当該施設更新事業に係る土地改良施設又は当該土地改良施設と一体となつて機能を発揮する土地改良施設の管理を内容とする事業)」の規定を適用する。

3 特定災害復旧事業のうち農用地の灾害復旧にあつては、イから二までに掲げる額の合計額

イ 当該事業に要する費用の総額のうち当該事業の施行に係る地域内にある土地につき土地改良法第三条に規定する資格を有する者の数(以下「資格者数」という。)を二万円に乗じて得た額までの部分の額の百分の五十に相当する額

ロ 当該事業に要する費用の総額のうち資格者数を一万円に乘じて得た額を百分の三十五で除して得た額を超えて二万円に乘じて得た額を百分の三十五で除して得た額までの部分の額の百分の十五に相当する額

ハ 当該事業に要する費用の総額のうち資格者数を二万円に乘じて得た額を超えて八万円に乘じて得た額までの部分の額の百分の七に相当する額

35に相当する額

イ 当該事業に要する費用の総額のうち資格者数を二十一万円に乘じて得た額を超える部分の額の百分の一に相当する額

ハ 当該事業に要する費用の総額のうち資格者数を二十一万円に乘じて得た額を超えて二十一万円に乘じて得た額までの部分の額の百分の二に相当する額

イ 当該事業に要する費用の総額のうち資格者数を二万円に乘じて得た額を超えて二十一万円に乘じて得た額までの部分の額の百分の二に相当する額

ハ 当該事業に要する費用の総額のうち資格者数を二万円に乘じて得た額を超えて二十一万円に乘じて得た額までの部分の額の百分の二に相当する額

及び第四項」と、「同条第五項」とあるのは「同条第四項」とする。

(国が行う特定災害復旧事業及び復旧関連事業に係る負担金に関する特例)

第五条 国が行う特定災害復旧事業及び復旧関連事業についての土地改良法第九十条第一項の規定による負担金の額は、同項の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

一 特定災害復旧事業のうち除塩にあつては、当該事業に要する費用の総額の十に相当する額

二 特定災害復旧事業のうち農地改良施設の災害復旧にあつては、イから二までに掲げる額の合計額

イ 当該事業に要する費用の総額のうち資格者数を二十一万円に乘じて得た額を超えて二十一万円に乘じて得た額までの部分の額の百分の一に相当する額

二 特定災害復旧事業のうち土地改良事業の災害復旧にあつては、イから二までに掲げる額の合計額

イ 当該事業に要する費用の総額のうち資格者数を二十一万円に乘じて得た額を超えて二十一万円に乘じて得た額までの部分の額の百分の一に相当する額

ホ 当該事業に要する費用の総額のうち資格者数を十五万円に乘じて得た額を超えて二十一万円に乘じて得た額までの部分の額の百分の二に相当する額

ヘ 当該事業に要する費用の総額のうち資格者数を二十万円に乘じて得た額を超えて二十一万円に乘じて得た額までの部分の額の百分の二に相当する額

イ 当該事業に要する費用の総額のうち資格者数を二十二万円に乘じて得た額を超えて二十一万円に乘じて得た額までの部分の額の百分の二に相当する額

二 特定災害復旧事業のうち除塩にあつては、当該事業に要する費用の総額の十に相当する額

一 特定災害復旧事業のうち農地改良施設の災害復旧にあつては、イから二までに掲げる額の合計額

イ 当該事業に要する費用の総額のうち資格者数を二十一万円に乘じて得た額を超えて二十一万円に乘じて得た額までの部分の額の百分の一に相当する額

二 特定災害復旧事業のうち土地改良事業の災害復旧にあつては、イから二までに掲げる額の合計額

イ 当該事業に要する費用の総額のうち資格者数を二十一万円に乘じて得た額を超えて二十一万円に乘じて得た額までの部分の額の百分の一に相当する額

官報(号外)

4 前項の規定により当該県の選挙管理委員会が農林水産大臣に意見を述べる場合には、あらかじめ当該県の海区漁業調整委員会に係る漁業法第八十六条第一項の市町村の選挙管理委員会の意見を聞くものとする。

(選挙人名簿の特例)

第二条 指定県においては、漁業法第八十九条第一項の海区漁業調整委員会選挙人名簿(次項において「選挙人名簿」という。)の調製、申請、縦覧及び異議の申出に対する決定に関する期日及び期間は、同条第一項並びに同法第九十四条において読み替えて準用する公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十三条第一項及び第二十四条第二項の規定にかかるらず、当該指定県の選挙管理委員会が定めてあらかじめ告示する期日及び期間とする。

2 前項の規定の適用を受けて調製される選挙人名簿についての漁業法第八十九条第五項及び第六項の規定の適用については、同条第五項中「十一月五日」とあるのは「海区漁業調整委員会の選挙による委員の任期満了による選挙の期日(次項において「任期満了選挙期日」という。)の告示の日前五日に当たる日」と、同条第六項中「次年の十二月四日」とあるのは「任期満了選挙期日以後最初に調製される選挙人名簿の確定の期日の前日」とする。

(農業委員会の選挙の特例)

第三条 指定市町村(その市町村の農業委員会の選挙による委員の任期満了による選挙を行うべき時期においては東日本大震災の影響のため選

挙を適正に行なうことが困難と認められる市町村として農林水産大臣が指定する市町村をいう。

以下同じ。)の農業委員会の選挙による委員の任

期満了による選挙の期日は、農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第十一

条において準用する公職選挙法第三十三条第一項の規定にかかるらず、平成二十四年七月三十日までの間で農林水産大臣が指定市町村ごとに指定する日(以下「特例選挙期日」という。)と

する。

2 指定市町村の農業委員会の選挙による委員について、農業委員会等に関する法律第十一条に

おいて読み替えて準用する公職選挙法(昭和二年法律第二百三十二条第一項及び第二

条第一項本文の規定による選挙(以下この項に

おいて「補欠選挙」という。)を行うべき事由がこ

の法律の施行の日から特例選挙期日の前日まで

に生じたときは、当該補欠選挙は、同条第一項本文の規定にかかるらず、行わない。

3 第一項の規定による指定をしたときは、農林水産大臣は、直ちにその旨を告示しなければならない。

4 第一項の規定による市町村の指定に当たつて

は、農林水産大臣は、あらかじめ当該市町村の選挙管理委員会の意見を聽かなければならぬ。

(任期の特例)

4 第一項の規定による市町村の指定に当たつては、農林水産大臣は、あらかじめ当該市町村の選挙管理委員会の意見を聽かなければならぬ。

3 第三条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定による選挙管理委員会の指定について準用する。

定にかかるらず、特例選挙期日の前日までの期間とする。

(選挙人名簿の特例)

第五条 指定市町村の選挙管理委員会であつて、農業委員会等に関する法律第十条第一項の規定により同項の農業委員会委員選挙人名簿(以下この条において「選挙人名簿」という。)を調製することが困難と認められるものとして農林水産大臣が指定する選挙管理委員会においては、選

挙人名簿の調製、申請、縦覧及び異議の申出に対する決定に関する期日及び期間は、同項並びに同法第十一条において読み替えて準用する公職選挙法第二十三条第一項及び第二十四条第二

項の規定にかかるらず、当該選挙管理委員会が定めてあらかじめ告示する期日及び期間とする。

2 前項の規定の適用を受けて調製される選挙人名簿についての農業委員会等に関する法律第十一条第五項及び第六項の規定の適用については、同条第五項中「三月三十一日」とあるのは「東日本大震災に伴う海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二百三十二条第一項)」第三条第一項に規定する特例選挙期日(次項において「特例選挙期日」という。)の告示の日前五日に当たる日」と、同条第六項中「次年の三月三十日」とあるのは「特例選挙期日以後最初に調製される選挙人名簿の確定の期日の前日」とする。

3 第三条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定による選挙管理委員会の指定について準用する。

この法律は、公布の日から施行する。

附 則

平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律案

審査報告書

平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十三年五月二日

総務委員長 那谷屋正義
参議院議長 西岡 武夫殿

総務委員長 那谷屋正義
参議院議長 西岡 武夫殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方財政の状況等に鑑み、東日本大震災に係る特別の財政需要に対応するため、平成二十三年度分として交付すべき地方交

付税の総額及び同年度分の一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入金の額の算定について特例を設けるとともに、同年度分と

して交付すべき普通交付税及び特別交付税の総額の特例を設けようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、平成二十三年度一般会計補正予算(第1号)により交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定におい

て、一般会計から同特別会計に繰り入れられる地方交付税交付金を千二百億円増額することとしている。

平成二十三年五月二日 参議院会議録第十四号

官 報 (号 外)

藤井	林	芳正君	基之君
古川	俊治君	三原じゅん子君	和也君
松下	新平君	溝手顕正君	水落敏栄君
松村	龍二君	丸川珠代君	宮沢洋一君
松山	政司君	丸山和也君	牧野たかお君
松山	祥史君	山崎力君	松山政司君
溝手	顕正君	森まさこ君	山田俊男君
山谷えり子君	山崎正昭君	山崎まさこ君	吉田博美君
山本	順三君	山本順三君	吉田健太君
山本	義家	山本義家	若林猛之君
脇	雅史君	脇雅史君	渡辺猛之君
秋野	公造君	秋野公造君	荒木清寛君
石川	博崇君	石川博崇君	魚住裕一郎君
加藤	修一君	加藤修一君	谷合昭三君
木庭	健太郎君	木庭健太郎君	白浜一良君
長沢	広明君	長沢広明君	西田実仁君
浜田	昌良君	浜田昌良君	松あきら君
山口	那津男君	山口那津男君	山本香苗君
寺田	博司君	寺田博司君	横山信一君
桜内	次郎君	桜内次郎君	上野ひろし君
水野	克彦君	水野克彦君	小熊慎司君
市田	忠義君	市田忠義君	井上哲士君
田村	智子君	田村智子君	川田龍平君
山下	芳生君	山下芳生君	大門実紀史君
藤川	福岡	藤川政人君	荒井広幸君

東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るために特別措置に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るために特別措置に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○名	要な財源の確保 法律案(内閣提	吉田 忠智君 自見庄三郎君 糸数 慶子君	舛添 要一君 中山 恭子君
二三四名	相原久美子君 池口 修次君 石橋 通宏君 岩本 司君 梅村 聰君 江田 五月君 小川 敏夫君 大石 尚子君 大久保 勉君 大島九州男君 大野 元裕君 加賀谷 健君 風間 直樹君 金子 洋一君 川合 孝典君 川崎 稔君 小林 郡司 正夫君 彰君		

行田 邦子君
今野 東君
斎藤 嘉隆君
芝 博君
榛葉賀津也君
田城 郁君
武内 則男君
谷 亮子君
辻 泰弘君
徳永 工リ君
轟木 利治君
那谷屋正義君
中谷 智司君
長浜 博行君
西村まさみ君
白 真勲君
平山 誠君
姫井由美子君
広野だしき君
藤末 健三君
藤原 正司君
舟山 康江君
前田 武志君
増子 輝彦君
室井 大悟君
水戸 将史君
安井美沙子君
柳田 邦彦君
柳田 稔君

藤川	吉川	山根	蓮	青木	一彦君	隆治君	舫君	沙織君
福岡				有村			治子君	
長谷川	中原	中曾根弘文君	岩城	石井	磯崎	猪口	仁彥君	浩郎君
浜田	二之湯	野上浩太郎君	上野	通子君			邦子君	
資麿君	智君	鶴保	大家	敏志君				
政人君		佐藤	金子原二郎君	加治屋義人君				
		鴻池	北川イツセイ君	岸	宏一君			
		昭子君	小泉	昭男君				
		祥肇君	佐藤	正久君				
			山東	信介君				
			末松	世耕	弘成君			
			伊達	忠一君				
			谷川	秀善君				
			中原	八一君				
			中曾根弘文君					
			野上浩太郎君					
			長谷川	岳君				

横峯	長	晴信君	愛知	治郎君
赤石	清美君	石井	清美君	石井
磯崎	陽輔君	準一君	陽輔君	準一君
岩井	茂樹君	宇都	隆史君	宇都
衛藤	晟一君	岡田	広君	岡田
片山	さつき君	熊谷	大君	熊谷
さ坂	順子君	川口	順子君	川口
岸	信夫君	憲次君	信夫君	憲次君
佐藤	信秋君	佐藤ゆかり君	信秋君	佐藤ゆかり君
島尻	安伊子君	鈴木	政二君	鈴木
佐藤	昌二君	関口	昌二君	高階恵美子君
中川	雅治君	塚田	一郎君	高階恵美子君
西田	昌司君	西田	昌司君	西田
野村	哲郎君	中村	祐介君	中村
橋本	聖子君	西田	博彦君	西田
藤井	芳正君	林	基之君	藤井
牧野	たかお君			

官 報 (号 外)

平成二十三年五月一日 参議院会議録第十四号

投票者氏名

松山	政司君	丸山	和也君	水落	敏栄君	宮沢	
						洋一君	
		山崎	俊男君	山田	力君		
				山本	一大君		
		吉田	博美君				
		若林	健太君				
				荒木	清寛君		
				渡辺	猛之君		
				魚住裕	一郎君		
		草川	昭三君				
		白浜	一良君				
		西田	正明君				
		谷合	仁君				
		西田	実仁君				
		松	あきら君				
		山本	香苗君				
		横山	信一君				
		上野	ひろし君				
		小熊	慎司君				
		川田	龍平君				
		中西	健治君				
		井上	哲士君				
		柴田	巧君				
		紙	智子君				
		大門実紀史君					
		荒井	廣幸君				
		中山	恭子君				
		舛添	要一君				
		吉田	忠智君				
自見庄三郎君							

森	溝手	丸川 珠代君
田	山崎	三原じゅん子君
藤井	正昭君	溝手 謙正君
福島	山谷えり子君	森 まさこ君
亜紀子君	順三君	山崎 正昭君
高君	山本	山本 順三君
高君	秋野	山谷えり子君
高君	石川	山本 順三君
高君	加藤	秋野 公造君
高君	木庭健太郎君	石川 博崇君
高君	長沢	加藤 修一君
高君	浜田	木庭健太郎君
高君	渡辺	長沢 広明君
高君	江口	浜田 昌良君
高君	小野	浜田 昌良君
高君	寺田	山口那津男君
高君	水野	山口那津男君
高君	桜内	竹谷とし子君
高君	市田	竹谷とし子君
高君	寺田	山口那津男君
高君	下	山口那津男君
高君	芳生君	山口那津男君
高君	賢一君	山口那津男君
高君	忠義君	山口那津男君
高君	智子君	山口那津男君
高君	孝男君	山口那津男君
高君	片山虎之助君	山口那津男君
高君	孝男君	山口那津男君
高君	福島みづほ君	山口那津男君
高君	藤井	山口那津男君
高君	亜紀子君	山口那津男君

平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
賛成者氏名
一三七名

名		年度分の地方交付税の総額の特例等に 係る内閣提出、衆議院送付)		尾辻 秀久君	
足立 信也君		相原久美子君		糸数 慶子君	
有田 芳生君		池口 修次君		大江 康弘君	
石井 一君		石橋 通宏君		長谷川大紋君	
一川 保夫君		岩本 司君			
植松恵美子君		梅村 聰君			
江崎 小川 勝也君		江田 小川 敏夫君			
江崎 尾立 源幸君		江田 大石 尚子君			
岡崎トミ子君 大久保潔重君		大島九州男君 大野 元裕君			
大塚 耕平君 加藤 敏幸君		大野 元裕君 加賀谷 健君			
岡崎トミ子君 大久保 勉君		大島九州男君 直樹君			
金子 恵美君 神本美恵子君		金子 洋一君 孝典君			
川上 義博君		川崎 榎君			
北澤 俊美君 小見山 幸治君		行田 小林 郡司 彰君			
佐藤 小西 洋之君		今野 東君			
鈴木 輿石 東君		斎藤 正夫君			
主濱 櫻井 公治君		邦子君 嘉隆君			
寛君 了君 充君		芝 博一君			
田城 郁君 横葉賀津也君					

田中	直紀君	津田弥太郎君	谷	博之君
谷岡	郁子君	斎君	外山	
徳永	久志君		友近	
直嶋	聰朗君		中村	
正行君			哲治君	
難波	獎二君		羽田雄一郎君	
林	久美子君		平田	健二君
廣田	一君		平山	幸司君
藤原	祐司君		福山	哲郎君
藤本	幸久君		藤田	
前川	清成君		牧山	ひろえ君
松野	信夫君		柳澤	隆治君
水岡	俊一君		吉川	沙織君
山根	一彦君		森	ゆうこ君
青木	治子君		有村	浩郎君
石井				

武内　則男君　谷　亮子君
辻　泰弘君　木　エリ君
轟　利治君　永　工三君
那谷屋正義君　中谷　智司君
西村まさみ君　長浜　博行君
白　眞理君　平野　達男君
姫井由美子君　平山　誠君
藤末　健三君　広野ただじ君
藤原　光信君　舟山　康江君
藤原　正司君　前田　増子君
藤谷　輝彦君　松浦　大悟君
平山　邦彦君　水戸　武志君
柳田　将史君　室井　良郎君
安井美沙子君　横峯　米長君
赤石　清美君　愛知君
石井　治郎君　準一君
石井みどり君

磯崎 茂城 猪口 邦子君
岩城 光英君
大家 敏志君
岡田 広君
上野 通子君
片山さつき君
岸 信夫君
熊谷 大君
川口 順子君
小坂 憲次君
佐藤 信秋君
佐藤ゆかり君
島尻安伊子君
鈴木 政二君
関口 昌一君
塙田 一郎君
中川 雅治君
西田 哲郎君
中村 博彦君
野村 祐介君
中西 基之君
塙田 一郎君
丸川 松下 古川 藤井 林 橋本 圣子君
溝手 三原じゅん子君
顕正君

磯崎 岩井 宇都
陽輔君 茂樹君 隆史君
衛藤 岡田 岸 加治屋義人君
晟一君 直樹君 金子原二郎君
北川イッセイ君 岸 宏一君
小泉 昭男君 鴻池 祥肇君
佐藤 正久君 山東 昭子君
未松 信介君 伊達 忠一君
世耕 弘成君 谷川 秀善君
鶴保 庸介君 中原 八一君
中曾根弘文君 長谷川 岳君
二之湯 智君 野上浩太郎君
浜田 和幸君 藤川 政人君
福岡 資磨君 松山 政司君
牧野たかお君 松村 祥史君
丸山 和也君 宮沢 敏栄君
水落 洋一君

官 報 (号 外)

平成二十三年五月二日 参議院会議録第十四号

反対者氏名

森まさこ君	山崎正昭君
山谷えり子君	山本順三君
義家弘介君	脇雅史君
石川公造君	秋野義家君
加藤修一君	木庭健太郎君
山本博崇君	竹谷とし子君
長沢広明君	浜田昌良君
山口那津男君	小野次郎君
江口克彦君	寺田典城君
渡辺孝男君	水野忠義君
山本博司君	山村智子君
浜田昌良君	片山虎之助君
山下芳生君	藤井孝男君
寺田典城君	福島みづほ君
江口克彦君	亀井典紀子君
渡辺孝男君	森田高君
山本博司君	尾辻秀久君
浜田昌良君	長谷川大紋君
○名	○名
山崎俊男君	吉田健太君
山田一太君	吉田博美君
若林猛之君	荒木清寛君
草川昭三君	魚住裕一郎君
白浜一良君	渡辺猛之君
横山正明君	西田実仁君
上野ひろし君	山本香苗君
川田龍平君	松あきら君
中西健治君	横山信一君
柴田巧君	小熊慎司君
井上哲士君	大門実紀史君
紙智子君	吉田忠智君
中山恭子君	自見庄三郎君
荒井廣幸君	大江糸数君
要一君	大江康弘君
大門実紀史君	慶子君
吉田忠智君	忠智君
中山恭子君	秀久君
荒井廣幸君	高君
要一君	大紋君

投票者氏名

官 報 (号 外)

平成二十三年五月二日 参議院会議録第十四号

明治三十五年五月三十日
郵便物認可日

発行所
二東京千 四都〇五 四港八一 行政虎ノ四 法人國立門二 印刷局丁目
電話
03 (3587) 4294
定価
(本体 二二〇円)